

平成30年第1回西郷村議会定例会

議事日程（3号）

平成30年3月19日（月曜日）午前10時開議

- |       |        |  |
|-------|--------|--|
| 日程第 1 | 議案第 1号 | 専決処分の承認を求めることについて（専決第1号）   |
| 日程第 2 | 議案第 2号 | 西郷村一般職非常勤職員等の任用等に関する条例の一部を改正する条例   |
| 日程第 3 | 議案第 3号 | 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例   |
| 日程第 4 | 議案第 4号 | 西郷村国民健康保険基金条例  |
| 日程第 5 | 議案第 5号 | 西郷村税特別措置条例の一部を改正する条例   |
| 日程第 6 | 議案第 6号 | 西郷村国民健康保険条例の一部を改正する条例  |
| 日程第 7 | 議案第 7号 | 西郷村介護保険条例の一部を改正する条例  |
| 日程第 8 | 議案第 8号 | 西郷村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例の一部を改正する条例                |
| 日程第 9 | 議案第 9号 | 西郷村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例   |
| 日程第10 | 議案第10号 | 西郷村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第11 | 議案第11号 | 西郷村地域包括支援センターの職員及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例  |
| 日程第12 | 議案第12号 | 西郷村企業立地の促進等による地域の産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例                      |
| 日程第13 | 議案第13号 | 西郷村中小企業・小規模企業振興条例  |
| 日程第14 | 議案第14号 | 西郷村消防団給与条例の一部を改正する条例   |
| 日程第15 | 議案第15号 | 指定管理者の指定について（西郷村温泉健康センター）  |
| 日程第16 | 議案第16号 | 指定管理者の指定について（西郷村家族旅行村）   |
| 日程第17 | 議案第17号 | 指定管理者の指定について（西郷村農産物直売所）  |
| 日程第18 | 議案第18号 | 平成30年度西郷村一般会計予算  |
| 日程第19 | 議案第19号 | 平成30年度西郷村墓地特別会計予算  |
| 日程第20 | 議案第20号 | 平成30年度西郷村国民健康保険特別会計予算  |
| 日程第21 | 議案第21号 | 平成30年度西郷村公共下水道事業特別会計予算   |
| 日程第22 | 議案第22号 | 平成30年度西郷村農業集落排水事業特別会計予算  |
| 日程第23 | 議案第23号 | 平成30年度西郷村介護保険事業特別会計予算  |
| 日程第24 | 議案第24号 | 平成30年度西郷村後期高齢者医療特別会計予算   |

- 日程第 2 5 議案第 2 5 号 平成 3 0 年度西郷村水道事業会計予算
- 日程第 2 6 議案第 2 6 号 平成 3 0 年度西郷村工業用水道事業会計予算
- 日程第 2 7 議案第 2 7 号 平成 2 9 年度西郷村一般会計補正予算（第 6 号）
- 日程第 2 8 議案第 2 8 号 平成 2 9 年度西郷村墓地特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 2 9 議案第 2 9 号 平成 2 9 年度西郷村国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 3 0 議案第 3 0 号 平成 2 9 年度西郷村公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 3 1 議案第 3 1 号 平成 2 9 年度西郷村農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 3 2 議案第 3 2 号 平成 2 9 年度西郷村介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 3 3 議案第 3 3 号 平成 2 9 年度西郷村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 3 4 議案第 3 4 号 平成 2 9 年度西郷村水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 3 5 議案第 3 5 号 平成 2 9 年度西郷村工業用水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 3 6 西郷村福祉の推進に関する特別委員会の中間報告の件
- 日程第 3 7 議会運営委員会の報告の件
- 日程第 3 8 請願・陳情に対する委員長報告  
・産業建設常任委員会  
陳情第 1 号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の  
陳情について
- 追加日程第 1 発議第 1 号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出  
について
- 日程第 3 9 議会運営委員会の閉会中における継続調査の結果について
- 日程第 4 0 産業建設常任委員会の閉会中における継続調査の結果について
- 日程第 4 1 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件
- 日程第 4 2 総務常任委員会の閉会中の所管事務調査の件
- 日程第 4 3 産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査の件
- 日程第 4 4 文教厚生常任委員会の閉会中の所管事務調査の件
- 日程第 4 5 西郷村福祉の推進に関する特別委員会の閉会中の調査の件
- 日程第 4 6 閉会

・出席議員（16名）

1番 松田隆志君	2番 鈴木武男君	3番 真船正康君
4番 鈴木勝久君	5番 松本孝信君	6番 南館かつえ君
7番 藤田節夫君	8番 金田裕二君	9番 秋山和男君
10番 矢吹利夫君	11番 上田秀人君	12番 後藤 功君
13番 河西美次君	14番 大石雪雄君	15番 真船正晃君
16番 白岩征治君		

・欠席議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	佐藤正博君	副 村 長	大倉 修君
教 育 長	鈴木且雪君	会計管理者兼 会計室長	黒羽千春君
参事兼 総務課長	山崎 昇君	税 務 課 長	伊藤秀雄君
住民生活課長	鈴木真由美君	放射能対策 課 長	木村三義君
福 祉 課 長	真船 貞君	健康推進課長	長谷川洋之君
商工観光課長	福田 修君	農 政 課 長	田部井吉行君
参事兼 建設課長	鈴木宏司君	企画財政課長	田中茂勝君
上下水道課長	鈴木茂和君	学校教育課長	高野敏正君
生涯学習課長	緑川 浩君	農業委員会 事務局長	和知正道君

・本会議に出席した事務局職員

議会事務局長 兼監査委員 主任書記	藤 田 哲 夫	次 長 兼 議事係長兼 監査委員書記	黒 須 賢 博
専 門 主 査 兼 庶 務 係 長	相 川 佐 江 子		

◎開議の宣告

○議長（白岩征治君） おはようございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎諸般の報告

○議長（白岩征治君） 日程に入るに先立ち、申し上げます。

西郷村議会運営委員会第98条第1項事務検査報告書が議会運営委員会より提出されましたので、お手元に配付しておきましたので、ご留意願います。

◎議案第1号に対する質疑、討論、採決

○議長（白岩征治君） 早速、本日の日程に入ります。

日程第1、議案第1号に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第1号「専決処分の承認を求めることについて（専決第1号）」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（白岩征治君） 挙手全員であります。

よって、議案第1号は原案のとおり承認されました。

◎議案第2号に対する質疑、討論、採決

○議長（白岩征治君） 続いて、日程第2、議案第2号に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第2号「西郷村一般職非常勤職員等の任用等に関する条例の一部を改正する条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（白岩征治君） 挙手全員であります。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号に対する質疑、討論、採決

○議長（白岩征治君） 続いて、日程第3、議案第3号に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。  
討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。  
これより採決を行います。

議案第3号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（白岩征治君） 挙手全員であります。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号に対する質疑、討論、採決

○議長（白岩征治君） 次に、日程第4、議案第4号に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。  
討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。  
これより採決を行います。

議案第4号「西郷村国民健康保険基金条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（白岩征治君） 挙手全員であります。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号に対する質疑、討論、採決

○議長（白岩征治君） 続いて、日程第5、議案第5号に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。  
討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。  
これより採決を行います。

議案第5号「西郷村税特別措置条例の一部を改正する条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（白岩征治君） 挙手全員であります。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号に対する質疑、討論、採決

○議長（白岩征治君） 続いて、日程第6、議案第6号に対する質疑を許します。

(「なし」という声あり)

○議長(白岩征治君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。  
討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(白岩征治君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。  
これより採決を行います。

議案第6号「西郷村国民健康保険条例の一部を改正する条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(白岩征治君) 挙手全員であります。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号に対する質疑、討論、採決

○議長(白岩征治君) 続いて、日程第7、議案第7号に対する質疑を許します。

(「なし」という声あり)

○議長(白岩征治君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。  
討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(白岩征治君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。  
これより採決を行います。

議案第7号「西郷村介護保険条例の一部を改正する条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(白岩征治君) 挙手全員であります。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号に対する質疑、討論、採決

○議長(白岩征治君) 続いて、日程第8、議案第8号に対する質疑を許します。

11番上田秀人君。

○11番(上田秀人君) 11番。議案第8号ですか、西郷村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例の一部を改正する条例について質疑をしたいと思います。

このことに関しては、この議案8号から議案第11号まで関連するのかなというふうに思います。そういった中で、2014年6月ですか、政府が決定した医療介護総合確保推進法に基づく条例の改正かなというふうに理解をすることでございます。この法改正に伴って、年次ごとに村の責務がかなり厳しく示されてきたなというふうに私は理解をしています。

その中で、医療と介護の連携について、さまざまな問題点を一般質問などで、昨年一般質問の3月、6月、9月ですか、連続して取り上げをしてきて、ここにこういう問題がありますよと、こういう改善をすべきじゃないんですかということをお話を

してきたつもりでございます。それらについて、村はこの条例改正するに当たってきちんと対応されたのかどうなのか、伺いたいと思います。

○議長（白岩征治君） 健康推進課長。

○健康推進課長（長谷川洋之君） 11番上田議員のご質疑にお答えをいたします。

ご指摘を受けました点につきまして対応してきたかということでございますが、それぞれ細かく対応をこういうふうにしてきましたという部分は、法にのっとって対応してきたところでございますけれども、示すといいますか、ご指摘を受けた点について、会議等開いておりますので、その改善する部分については改善をしてきたという認識をいたしております。全部が全部改善できているかといいますと、残っている部分はあると思いますけれども、改善できる部分から改善を進めてきたというような認識をしております。

以上でございます。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 11番。指摘をしてきた部分については、なるべく改善をしてきたつもりだということでございます。その旨、今後は確認をしていきたいなというふうに思いますけれども。新年度から、平成30年度からの改定においてちょっと気になる部分があったものですから、厚労省から出してきた改定に当たっての主な視点ということで、ここは注意しなさいよということで年次ごとに示されているものだというふうに理解してはいますが、平成30年度改定においては、地域包括ケアシステムの推進、自立支援・重度化防止に資する質の高い介護サービスの実現、多様な人材の確保と生産性の向上、介護サービスの適正化・重点化を通じた制度の安定性、持続可能な確保ということで、平成30年度にはここの部分を注視しながら事業を進めなさいよというふうにはなっていますけれども、この部分に関しては村は具体的にどのような対応を、この条例の制定するに当たって設けられたのか、伺いたいと思います。

○議長（白岩征治君） 健康推進課長。

○健康推進課長（長谷川洋之君） お答えをいたします。

議員おただしのように、地域包括ケアシステムの深化といいますか、進めていきなさいということで国のほうから示されているところでございます。それに対して、村といたしましても準備をしながら地域包括ケアシステムの確立に向けて進めてきたところでございます。

特に、4つの助ですね、議員何回かおただしいただきました自助、共助、互助、公助の部分で、市町村がどれだけ、まず公助の部分でどれだけできるかということで、村といたしましては地域包括支援センター等を利用いたしまして各住民の方の状態等の把握、それから、それを把握しながら支援に結びつけるという部分について強化を図ってきたところでございます。特に、高齢者トータルサポートセンターですね、そちらのほうを利用してつなげてきているということでございまして、平成30年につきましても同じようにその部分につきましてもつなげてまいりたいと。できるだけ、

介護の重度化を防ぐ、それから介護にならないように対応していくという部分について強化をしてきたところでございます。

それから、医療との連携でございますけれども、これにつきましても何度か答弁をさせていただきましたが、医療と介護の連携をさらに密にするような形で行っているというところでございます。

あとは、生活支援につきましては、介護予防生活支援サービス事業で介護にならないように、要支援1、2の人に対して、発展的ではございませんけれども、訪問型サービスや通所型サービスでその予防に努めるという形で行っており、平成30年度につきましても同じように行っていくということでございます。

さらには、先日も講演会を行ったところでございますけれども、地域づくり講演会というのを行いまして、地域の方にボランティアとか、そちらの方々のお力もおかりして、地域でできることは地域でやってみようというような投げかけをこれから平成30年以降つくっていくって、地域でも高齢者の方を支援していこうという部分で強化を図っていくということで、先日の第7期の計画にもそういうところを重点的にやってみようということで記載をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 11番。これ以上話を進めようとする一般質問的になってしまいうんで、この条例制定するに当たって、一番重要な部分と思われる部分を確認したいと思うんですけれども、先々週の一般質問の中でも出ましたように人材確保、この部分が一番今後の改定で強調されてきていると思うんですよ。より専門性の高い人材を確保しなさいよと、あとは介護に従事する人もきちんと確保すべきだということを国は言ってきていますよね。そのことに対しても、事業にちゃんと組み入れるようにということでなっています。

条例制定するに当たって、その辺をどのようにお考えですか。人材育成、より専門的な知識を持つ人を育成するための考え、あとは介護に従事する人の確保についてはどのような考えなのか、最後に伺いたいと思います。

○議長（白岩征治君） 健康推進課長。

○健康推進課長（長谷川洋之君） お答えをいたします。

議員からもご指摘いただきました人材の確保でございますけれども、一般質問の答弁でも申し上げましたとおり、非常に確保につきましては各市町村苦勞をしている、事業者さんはもちろんですけども、苦勞しているというところでございまして、そこでも申し上げましたが、西郷村単独でも当然確保に向けては動けるようにといたしますか、動き出さなくてはいけないとは考えておりますが、県南地域全体でも同じような問題を抱えておりますので、そちらと連携をとりながら、その確保に向けてはやっていきたいと、そんなふうには考えているところでございます。

特に、一般質問の答弁でもお答えしたと思うんですけども、報酬の面でかなり低いという部分につきましては、国の制度であるということのみならず、その部分につ



いても今後検討をしていかななくてはいけない課題かなど、そんなふうには考えているところがございます。そういうことでございます。よろしく願いいたします。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 11番。今答弁をいただいて、人材確保については県南ブロックなどで連携をして図っていきたいということで、広域的に考えながら人材を確保していくんだというお考えだと思うんです。私がもう一つ聞いたのは、人材の育成、より専門性が強くなってきていますね、介護保険というのはね。その専門的な知識を持った方、今までは講習を受ければその職についてもいいですよと言われていたのが、講習ではなくて今度は資格を持った方がいないとだめですよという話になっていますよね。そういう面で、どうやって人材を育成するのか、そのことをちょっと示していただきたいなというふうに思います。

あとは、介護報酬ですか、介護従事者の処遇改善ですよ、これに関しては平成29年度から国は示してきていますよね。ただ、私はこの平成29年度で示されたときに、処遇改善で予算がついていますがけれども、実際は施設の管理費などで消えてしまうんじゃないんですかというお話をしましたので、これは今後確認をしながら、処遇改善はきちんと図るべきだというふうに思います。これ以上言うと一般質問になってしまうので、ですから、人材の育成について、これはこの条例制定するに当たってどのようなお考えでいるのか伺います。

○議長（白岩征治君） 健康推進課長。

○健康推進課長（長谷川洋之君） お答えをいたします。

育成につきましても、同じようにそういう機会を多く設けて、できるだけ資格を持った方が該当、村内でも該当する方の数をまずふやしていくということが先決かなど考えますので、そういう機会をより多く設けるような形で対応していくのが、今考えられる一番の育成に対する部分かなどは考えております。

そのほかにつきまして、もしもっと育成することのいい部分があるということでありましたら、そちらのほうも参考にしたいと、そんなふうにご検討いたします。よろしく願いいたします。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 11番。あまり納得できないんですけれども、先ほどから申し上げているように、これ以上はもう一般質問の域に入ってしまうので、今後の議会の中で確認をしながら、この介護保険をよりいい方向に進めていけるように私も力を添えていきたいと思っております。

以上で終わります。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君の質疑は終わりました。

ほかに質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(白岩征治君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第8号「西郷村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例の一部を改正する条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(白岩征治君) 挙手全員であります。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号に対する質疑、討論、採決

○議長(白岩征治君) 続いて、日程第9、議案第9号に対する質疑を許します。

(「なし」という声あり)

○議長(白岩征治君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(白岩征治君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第9号「西郷村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(白岩征治君) 挙手全員であります。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

◎議案第10号に対する質疑、討論、採決

○議長(白岩征治君) 続いて、日程第10、議案第10号に対する質疑を許します。

(「なし」という声あり)

○議長(白岩征治君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(白岩征治君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第10号「西郷村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例の一部を改正する条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(白岩征治君) 挙手全員であります。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

◎議案第11号に対する質疑、討論、採決

○議長（白岩征治君） 続いて、日程第11、議案第11号に対する質疑を許します。  
（「なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。  
討論を行います。  
（「なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。  
これより採決を行います。

議案第11号「西郷村地域包括支援センターの職員及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（白岩征治君） 挙手全員であります。  
よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

◎議案第12号に対する質疑、討論、採決

○議長（白岩征治君） 続いて、日程第12、議案第12号に対する質疑を許します。  
（「なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。  
討論を行います。  
（「なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。  
これより採決を行います。

議案第12号「西郷村企業立地の促進等による地域の産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（白岩征治君） 挙手全員であります。  
よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

◎議案第13号に対する質疑、討論、採決

○議長（白岩征治君） 続いて、日程第13、議案第13号に対する質疑を許します。  
7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 7番藤田です。議案13号「西郷村中小企業・小規模企業振興条例」について質疑いたします。

この条例は、2014年6月、小規模企業振興基本法が制定され、全国の自治体で条例がつくられてきております。村内の小規模企業や事業者は、大企業の進出で厳しい状況に追い込まれています。このような状況の中、この条例は今後の村発展のためには欠かせない条例になると思っております。この条例には、目的や基本理念、村の責務、基本計画の策定、財政上の措置等で制定されておりますが、まず、大まかで結構なので、この内容を具体的にお聞かせください。また、どのように進めていくかもお伺いいたします。

○議長（白岩征治君） 商工観光課長。

○商工観光課長（福田 修君） 7番藤田議員のご質疑にお答えいたします。

まず、具体的な内容でございますが、今回提出させていただきました議案につきましては、この条例につきましては行政や地域の基本的な考え方、姿勢や枠組みといったものを呈した理念条例になってございます。具体的なルールや数字を定めたものではございませんので、本条例制定だけでは中小企業の振興や産業振興につながるものではございません。

先ほどご質疑ございましたが、目的といたしましては第1条に定義してございます。大きく分けて何点かございますが、まずは、村行政自体が地域の経済を振興するという立場を明確にすること、2点目といたしましては、村と商工会、金融機関、中小企業者等が協力して地域経済の発展に向けた取り組みを総合的に推進していくということです。3点目といたしましては、村職員が地域経済の実態をみずから把握し、要求をくみ上げる方向で施策を策定していくということでございます。

そのほかにも幾つかありますが、村が振興しなければならないのは、やはり地域の大型店や大企業ばかりではなく、村内企業の98.5%を占めます中小零細企業の振興でなければならないと思っております。

第3条には基本理念、第8条には基本計画の策定、第9条には村が行う基本施策、第10条には財政上の措置をそれぞれ規定しておりますが、現在、今までも村では中小企業等の振興に関しましては、中小企業経営合理化資金制度によります金融面での支援、新たに開業するための創業支援、商工会へ補助金を通じて経営改善普及事業や地域総合振興事業、さらには産業サポート白河さんに業務を委託しまして、中小企業経営安定支援事業やしらかわ地域ものづくり高度化・海外展開促進事業などを行っております。

しかしながら、小規模支援法に基づきます経営発展支援計画が管内商工会ではまだ作成されておらず、現在の施策の着実な振興を図りながら、さらに充実した施策を展開していかなければならないと考えております。このため、本条例を制定いたしまして、村をはじめ各団体の責務、役割等、また基本計画の策定や村が行う基本的な施策、財政上の措置を明記したものでございます。

この本条例制定後の今後の予定ですが、仮称ではございますが、中小企業等に関する振興会議など、関係者を一堂に会して中小企業者、小規模企業者等を中心に据えた会議を開催しまして、実情に即した施策を展開していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） これは地域の発展のためにはもう欠かせない条例かなと思うんですけども、小規模企業とは店主ですかね、商店事業主や農業関係も全部含まれているということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（白岩征治君） 商工観光課長。

○商工観光課長（福田 修君） 国のほうの中小企業基本法の定義に基づきますと、中小

企業者とは、資本金と常時雇用する従業員の数によって定義づけがされております。大きく分けて4つに分かれておりますが、1つ目が製造業、建築業、運輸業、その他の業種とございます。こちらは資本金3億円以下もしくは300人以下となっております。卸業につきましては資本金が1億円以下、従業員数が100人以下、サービス業につきましては資本金が5,000万円以下、従業員が100人以下、小売業につきましては5,000万円以下、従業員数が50人以下となっております。

こちらの農業に関しましては、一番最初の製造業とその他の業種に含まれてございます。平成24年、ちょっとデータは古いんですが、経済センサスによりますと西郷村の農業の事業所数ですね、そちらにつきましては13事業所ございます。こちらも中小企業として村のほうでは捉えております。

以上でございます。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 村は零細企業というか、そういう企業がほとんどなので、今私が質問したのは、そういった商売主、個人でやっている主なんかもこの条例の中に当てはまるのかどうかということをお聞きしたんですけれども。

○議長（白岩征治君） 商工観光課長。

○商工観光課長（福田 修君） お答えいたします。

先ほど申したのは、中小企業者という定義でございました。そのほかにも小規模企業者という定義がございまして、製造業等については20人以下、卸売業につきましては5人以下、サービス業についても5人以下、小売業も5人以下となっております。個人の商店の事業主とかもこちらの小規模企業者に含まれますので、事業をやられている方につきましてはほとんどがこの中小企業、小規模企業に該当するという事になっております。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） じゃ、個人業もこの中に含まれていると理解してよろしいでしょうか。

普通、ほかの自治体を見ると、この条例を出す前にメンバー、商工会議所とかいろんな方、銀行の方とか入れて、この条例を素案、出すみたいなんですけれども、今回それは村では行われていないと、中身は大体一緒なんですけれども、今回条例をつくるに当たり、つくれば先ほどもお話ありましたけれども、地域振興会的な会議を持ってやっていきたいということなんですけれども、今どういったメンバーを考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（白岩征治君） 商工観光課長。

○商工観光課長（福田 修君） お答えいたします。

メンバーのそういった中小企業、小規模企業の振興に関する振興会議と申しますか、そういった会議を開催したいと思っておるところがございます。メンバー的には村、村の商工会、村の取引ある金融機関、それと産業サポート白河さん、あとは中小企業者、小規模企業者のメンバーでいろいろ意見を出していただいた会議としたいと考え

ております。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 了解しました。

あと、財政上の措置を講ずるとありますが、具体的にどのようなことを考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（白岩征治君） 商工観光課長。

○商工観光課長（福田 修君） お答えいたします。

現在でも、中小企業合理化資金制度で貸し付け及び金利、融資関係の利率の補助等を行っております。今後想定されるのは、今、製造業については各種補助金とか固定資産税の減免とかの措置を講じているところではございます。製造業だけにかかわらず、今後は商業等にもそういった減免優遇措置関係も考慮していかなければならないと考えております。

こういった、今後開催されます会議におきまして、中小企業、小規模企業者がどういったものが今必要となっているのか、どういったものに村として行政として目を向けていただき、どういったところに手を差し伸べていただきたいのかというのを意見を挙げていただいて、今後展開していければと考えております。

まず、本条例を制定すること、そして各、そういった事業所の方から意見を酌み入れて、それを会議において新たな計画を策定していくと、こういったことを連動してやっていかないと、本当にただ絵に描いた計画ということになってしまいますので、そういった点を注意いたしまして、その声を吸い上げた中でいろいろな財政的な支援も行っていければと考えておるところでございます。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） これが上程が決まれば、相当村の職員の動きというか、あれが相当必要だと思うんですけども、今の体制ではちょっときついのかなと、これを推進していくに当たってはね。商工観光課の今のメンバー、3名ですか、4名でやるんでしょうけれども、これを本当成功させていかないと、この地方の地域というか、村もそうですけれども、だんだん衰退していってしまうと私もそう感じておりますけれども。

こういった村の職員が中心になって村内の企業なり個人業なり、事業者なりを回って意見を聞いて推進していくということなんですけれども、全く今、この中には今、村でやっている小規模のとか、これからまだ西郷村でやっていないんですけれども、リフォーム助成事業とか、そういったことも入ってやっていくようにすればいいのかなと思います。

いずれにしても、あとは担い手不足なり、後継者不足が深刻な問題になっていきますので、この条例を本当に真剣に取り組んでいくことが、重要なことなのかなと思いますので、先ほど課長も言われたとおり、絵に描いた餅にならないように一生懸命やって推進していただきたいなと思いますので、今後よろしくお願いします。

以上で質疑終わります。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君の質疑が終わりました。

ほかに質疑ございませんか。11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 11番。1点のみちょっと確認したいと思います。

議案第13号、ただいま藤田議員のほうからもお話あったんですけども、西郷村では西郷村小規模修繕契約希望者登録要領ってありますよね、つくったんです、こういうのがね。一人親方の人が村が発注する仕事を受けられるようにということで要領を定めているんですけども、この要領があって、今回この条例が制定されると、また要綱、要領などがつくられるのかなというふうに考えるんです。この小規模登録の部分と今後新たにつくる要領、要綱だか何だかわかんないですけども、この整合性というのはどのように図られるか、どういうお考えか、伺いたいと思います。

○議長（白岩征治君） 商工観光課長。

○商工観光課長（福田 修君） 11番上田議員のご質疑にお答えいたします。

今ご質疑ございましたが、やはり今回のこの条例を制定して次のステップに移る段階におきまして、やはり住宅リフォームとか、あとは村内のある程度一定額の工事とか備品購入、そういったものにつきましても地域振興を図る上で中小企業、小規模企業者の支援という面がリンクして当然きます。今後になるんですが、どこまでがそういった支援でできるかということにかかってくるかと思えます。

やはり、現在考えておるのは、そういった既存の要綱にも当然影響してくるとは考えておりますので、庁内の中におきまして、商工観光課だけではなく、契約担当、あとは例えば従業員の雇用につきましても奨学金の補助ですとか、建設サイドのそういった住宅のリフォーム、小規模事業者に対する発注関係ですか、そういったものについても深くかかわってきます。当然、福祉とか健康推進事業、結局村のあらゆる事業に影響を及ぼすものですから、そういったものにつきましてもやはり庁内におきましても会議等を開いて、そういった地域振興の会議におきましても反映させていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 11番。わかったようなわかんないような、私が言っているのは、要領の中に西郷村小規模修繕契約希望者登録要領ってあるんですね。これ、多分管理しているのは総務課ですね。村が発注する仕事ということでね。仕事を出すのは企画財政なの、どこでもいいんですけども、商工とその壁があるわけよね、商工観光課と企画だったら企画にね。実際に仕事が出てくるのは、一番大きく出そうなのは建設課とか農政課ですね。そういった部分で、要領でこういうふうに定めてしまうと、ぴたぴた縦割り行政のひずみが出てしまうんじゃないかと思うんですよ。

ですから、今回せっかいいい条例をつくらうとしているんですから、この条例に合わせた今度要綱、要領をつくるんでしょうから、この要領、これと合わせてうまく整合性を図って村の業者さんのための要領にしていきたいなというふうに思うんです。条例にしていきたいというふうに申しつけて、終わりたいと思います。

以上です。答弁は結構です。

- 議長（白岩征治君） ほかに質疑ございませんか。  
（「なし」という声あり）
- 議長（白岩征治君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。  
討論を行います。  
（「なし」という声あり）
- 議長（白岩征治君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。  
これより採決を行います。  
議案第13号「西郷村中小企業・小規模企業振興条例」、本案に対する賛成議員の  
挙手を求めます。  
（挙手全員）
- 議長（白岩征治君） 挙手全員であります。  
よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。  
◎議案第14号に対する質疑、討論、採決
- 議長（白岩征治君） 続いて、日程第14、議案第14号に対する質疑を許します。  
（「なし」という声あり）
- 議長（白岩征治君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。  
討論を行います。  
（「なし」という声あり）
- 議長（白岩征治君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。  
これより採決を行います。  
議案第14号「西郷村消防団給与条例の一部を改正する条例」、本案に対する賛成  
議員の挙手を求めます。  
（挙手全員）
- 議長（白岩征治君） 挙手全員であります。  
よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。  
◎議案第15号に対する質疑、討論、採決
- 議長（白岩征治君） 続いて、日程第15、議案第15号に対する質疑を許します。  
12番後藤功君。
- 12番（後藤 功君） 12番。議案第15号について質疑します。  
これは、指定管理者の指定ということなのですが、温泉健康センターの指定管理者  
ということであるのですが、この指定管理に当たって公募はなさならなかったのか、  
まずそれを伺います。
- 議長（白岩征治君） 商工観光課長。
- 商工観光課長（福田 修君） 12番後藤議員のご質疑にお答えいたします。  
まず、指定管理、なぜ今回、温泉健康センターですね、公募を行わなかったのかと  
いう理由でございますが、本議会でもいろいろとご質疑、ご心配をおかけしているところ  
でございます。現在、平成27年から3年間の指定管理、平成29年までですね、  
温泉健康センターについては西郷観光株式会社で指定管理を行っていただいております。



す。ご存じかとは思いますが、やはり昨年、今年にかけて経営状況が思わしくないというような状況が続いております。議員さんたちからもご提言ございまして、今後、温泉健康センターをどうするんだというご提言をいろいろいただいているところでございます。

平成30年度からの指定管理につきましては、そういった今までの問題点を含めまして、昨年12月に全員協議会を開催していただきまして、いろいろな問題点等を取りまとめて、議員皆様からご提言をいただいたところであります。

今回、指定管理を公募しなかった理由といたしましては、やはり今の経営改善をする上でどうやっていくのがいいのかという方向性を出すこと、あと、ご提言ございました今後施設のあり方についてはどうするんだということを本当に検討しなければいけない時期にきているということがございます。あらゆる今方法を考えて、平成30年度にも経営改善の、ちょうど予算的には計上させていただいているところではございますが、ここで公募して新たな会社になったときに、今の取り組んできたものが改善に向けての取り組みがまた一からスタートすることになってしまいます。

それともう1点ございまして、東京電力の賠償金の問題がございまして、これ、今、西郷観光株式会社で賠償金を請求受領しているところでございます。この取り扱いについては、村のほうには入ってきませんので、会社のほうで保留した形となっております。新たな平成30年度からの指定管理料を積算する上において、この賠償金も積算、収入として積算しなければいけないと、そういった場合において別な会社があった場合については指定管理料が上がる、当然その部分も上がることとなりますので、12月の全員協議会でもお話ししたとおり、それも含めて継続してやらせていただきたいということで公募をしなかったということでございます。よろしく願いいたします。

○議長（白岩征治君） 12番後藤功君。

○12番（後藤 功君） 何かちょっと歯切れが悪いね。いろいろ問題は、今日、昨日に始まった問題ではないんですが、ずっとこれ、もう開業以来、もうこの問題は赤字だとかいろいろそういうことで議会でも議論になってきたわけですよ。それでまた、指定管理の選任に当たって、今、説明、答弁があったけれども、ちょっと一般の私的な会社経営なり個人事業だったら、このくらいの説明で経営を立て直すとか、そういうことはもうできませんね。

いろいろ経緯はわかるんですが、私は昨年の12月に全員協議会で、課長はいろいろ一生懸命経営内容を開示して、どこに問題があるとか、いろんな事細かに説明してくださったんですよ。それで、その内容は本当に今までよりも私どもも経営内容については深く知ることができたんです。なおさら、そういうことであれば問題が赤裸々にいろいろ出ているわけですから、経営改善するにはどのようにしたらいいのかと、そういう問題も答えとしていろいろ書いてあるわけですよ。私も全くそのとおりだと同感いたしました。

そういったことにもかかわらず、今回、全く同じ人が指定管理者としてここに上が

ってきたわけですよ。私は個人のどうのこうのと申し上げるつもりはないんですが、しかし、この企業経営なり、これは村政でも何でも同じなんですが、やっぱり人に、今まで全然そういう業績が見込めないとか、そういう歴史があるわけです。また同じ人にその経営を委ねるといのはいかなものかと、そういった観点から私は今回のこういう指定管理者の選任に当たっては納得いかないんです。もう少し、やはり真剣に経営というものを考えてみたら、世の中いろんな幾らでもいるはずなんですね。まして、公募という手続もとらなかったと。その賠償金云々とか、そういうことを抜きにして、そんなものはその時点でいろいろ何でもできるはずでしょう。

だから、どれだけ去年の12月の段階でそういう努力したにもかかわらず、私は当然そういう経緯から見たら、やはり新しい、指定管理者云々というのは私も甚だ疑問なんです。これはもう本当に民間の業者がそういう指定管理料をいただかなくても、その経営能力によって立派に再生させるとか、いろんな手だてはあるわけですよ。だから、そのもの自体、私はあまり納得いかない。しかし、そういう指定管理という体制をとっている以上、より経営にもっと明るい人、今の現状を打破できる人ということをなぜ考えないのか、その辺もう一回お聞かせください。

○議長（白岩征治君） 商工観光課長。

○商工観光課長（福田 修君） お答えいたします。

確かに公募をして、優秀な経営者の方が受けていただいて、経営改善とか、立派な経営をしていただけるのが一番ありがたいことではあります。ただ、指定管理者制度につきましては、やはり公募をして選定委員会を開催して、その中で指定管理者を決めていくことになるんですが、全国的な指定管理者制度の指定管理者を見てみますと、やはり3年なりないし5年の指定期間内において途中で投げ出してしまっているという施設もございます。投げ出さないにしても、指定管理を受けていろいろ取り組みをされて、結果として失敗に終わっているという施設も多々ございます。

そういった点を踏まえまして、今回、指定公募をしなかったのには、やはり今12月にもご説明いたしました、いろいろ問題点があるのがわかりました。その施設改善についていろいろ今の会社と協議をしていって、ある程度一定ラインの経営状態に持っていきたいというふうに考えております。これが、公募をして新しい会社に受けていただいて、また一からやるということが成功するか失敗するか、本当にかけるになってしまいます。ですので、今の会社にある程度いろいろ実態調査をし、経営改善をした上で、その3年後に新たな公募した指定管理としていきたいと考えております。そのことで、今回、村といたしましても公募が原則というのは十分認識しておりますが、そういったことがありましたので、今回公募はしなかったということでございます。

○議長（白岩征治君） 12番後藤功君。

○12番（後藤 功君） どうも納得いかないのね。課長も恐らく相当、いろいろあるとは思いますが、じゃ聞きますが、選定委員の名前を、どなたが選定したんだか、教えてください。

○議長（白岩征治君） 総務課長。

○参事兼総務課長（山崎 昇君） 後藤議員のご質疑にお答えいたします。

指定管理者選定委員会でございますが、今年度に関しましては自然の家の宮崎所長、それから東邦銀行の新白河支店長、それから永澤裕二さん、元県職員ですね、それから太陽の国の鏡副理事長、その4人が選定委員となっております。

○議長（白岩征治君） 12番後藤功君。

○12番（後藤 功君） 今、どなたが選定委員になられたのかと、これ、銀行とか太陽の国、それから自然の家と、そういった方々なんですよ。私から言わせると、どうもそういう経営とか、そういうものにたけた人ではないかと。いわば、村がそれなりの社会的な役職を持った人であればそれだけ信用性があるとか、そういう観点からなんでしょう。実際その人たちが、この厳しい経済社会を切った張ったで生きた人、これは思えないですね。

私が求めるのは、やはりそういう現実のそういう経済というものをきちっと熟知した、そしてなおかつそういうところで戦ってきた人がやっぱり現実をちゃんと直視して、提言なりそういう人選、選べると思うんです。これは最初から、選定する、お願いする側がそういうような含みを持った、私から言わせれば単なる一つの儀式で、形式的なものだと思うんですよ。これからして私はひとつどうも腑に落ちないと、問題はないんでしょうけれども、手続上。

しかし、課長が昨年の12月にいろいろおっしゃったこととは大分乖離しているんですよ、今回のこういう人事のね。課長はかなり踏み込んだいろんなことに対して前向きなこういう改善というものを示しておると。にもかかわらず、こういう旧態依然たるそういうものを示してきたと、この辺の乖離が私は納得できないんですが、これはいろいろ政治的とかいろんなことが働いたんでしょう、恐らく。そうでなかったら、私は考えられない。これはこれでひとつ認めるというか、それはそれで仕方がないというか、そういうことなんです。

実際の温泉健康センターに西郷観光の会社が今後、今回の指定管理者によって果たしてどういう見通しが、じゃ2年後、3年後、5年後に黒字転換できるのかと、その辺の見通しはどうなんですか。

#### ◎休憩の宣告

○議長（白岩征治君） 質疑の途中ではありますが、ここで午前11時20分まで休憩いたします。

（午前11時00分）

#### ◎再開の宣告

○議長（白岩征治君） 再開いたします。

（午前11時20分）

○議長（白岩征治君） 休憩前に引き続き、議案第15号に対する質疑を続行いたします。

12番後藤功君の質疑に対する答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（福田 修君） お答えいたします。

経営改善して黒字化にできるかというご質疑でございますが、率直に申し上げます、やはりかなり厳しい状態であるとは認識しております。建設当時から、やはり施設の規模の問題、交通条件の問題、また、特に冬期間の道路の問題、あとは施設の構造的なもの、やはり1階、2階の部分でお風呂と休憩所が分かれているとか、そういったもろもろの理由からやはり入館者数が最近減少してきているという状況でございます。

商工観光課といたしましても、そういったことを勘案しまして、昨年各種問題点いろいろ洗い出しておきます。これにつきましては、平成30年度に経営改善事業といたしまして、専門家に委託して、商工観光でまとめたものについてさらに中身を掘り下げていただいて、経営改善につながるものができるかどうか、また、今後増大する修繕費等も増大してきますので、今後の施設のあり方等を専門家の人に一度見ていただくということを踏まえまして、経営が黒字化できるかどうか、その辺も、そういったことを検討いたしまして対応させていただければと思っております。

なお、昨年12月以降、何もしなかったわけではなくて、例えば8時以降、実際利用者数はどのくらいいるのかとかという実態調査とか、あと脱衣所に給湯器を設置してお風呂上がりの方にお水をちょっと給水していただくとか、健康対策のためにですとか、あと、前の議会でも言われました食材関係はどうなっているのか、そういったことも日々指摘しながら改善に努めているところでございますので、どうぞご理解よろしくお願いいたします。

○議長（白岩征治君） 12番後藤功君。

○12番（後藤 功君） いろいろそういう方策、対策というのは練っているんだと。指定管理者、本来は会社そのものの、指定管理という、そういう経営者として責を担っているんです。その人が役場からどうのこうの言われなくたって、みずから経営改善、経営なりそういうことをきちっとやらなきゃだめでしょう。それが全く、やっているんだかやっていないかわかんないけれども、そういうのが見えないんですよ。ですから私は言う。

そういう状態だったら、いっそ指定管理制度なんてやめちゃって、完全にもう民間にやってもらうとか、そのほうがむしろ、これは一般のそういう消費者のためにはそのほうがなるんですよ、実は。世の中、サービス業はもう全てそういうサービスの優劣で決まるわけでしょう。食べ物を出すだって、よりうまいものを出す、施設のいろんなもろもろのこともどれだけサービス、そういうことで競っているわけです。そういう観点からすると、私はもう指定管理というのをやめて別な道を開いたほうがいいと思います。そういう、これ以上言ってもらちが明かないですから、あといろいろこの後、当初予算で出てくる、そのことでまた質疑します。今回はこういうことで終わります。

○議長（白岩征治君） 14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） 14番。議案第15号について質疑いたします。

何か観光課長、朝から忙しいようなんですが、私のほうからも二、三お聞きしたい

と思います。

今、議会からの監査委員が大変質疑しているのに、議員が誰も質疑しないんでもおかしいのではないかなということ、進めたいと思います。そんな中で、今回西郷観光株式会社が指定管理を受けるということで理解をしたんですが、この指定管理である西郷観光株式会社の役員は現在何人くらいいるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（白岩征治君） 商工観光課長。

○商工観光課長（福田 修君） 14番大石議員のご質疑にお答えいたします。

ちょっと今、手元に資料がなくて、役員の数、正式に申し上げられないんですが、代表取締役、あとそのほかに取締役として4人、あと監査として2人、合計7名と、ちょっと正式な数字かどうかわかりませんが、ということで今認識しております。

ちょっと調べますので、お時間いただければと思うんですが。

◎休憩の宣告

○議長（白岩征治君） それでは、ここで暫時休憩いたします。

（午前11時27分）

◎再開の宣告

○議長（白岩征治君） 再開いたします。

（午前11時31分）

○議長（白岩征治君） 商工観光課長の答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（福田 修君） お時間をとらせてしまいまして、申しわけございません。

現在の役員なんですが、取締役として4名、あと監査役として2名、取締役のうち1人、代表取締役ということになっております。合計役員といたしましては6名ということでございます。先ほど7名と申し上げましたが、6名ということで訂正させていただきます。

○議長（白岩征治君） 14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） 通告もなく、突然質疑しているところに戸惑いが出ると思えますけれども、代表取締役は株をどれくらい持っているの。というのは、代表取締役は一般の職員から代表取締役になっているんですか。

○議長（白岩征治君） 商工観光課長。

○商工観光課長（福田 修君） お答えいたします。

大変申しわけございません。代表取締役の株の保有に関しましては、ちょっと今手元に資料がございませんので、何株お持ちであるかというのはちょっと今のところわかりません。社員から社長になったかというご質疑に対しましては、オープン当時から社員であった秋元氏が今現在代表取締役に就任しております。

○議長（白岩征治君） 14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） 普通は、株式会社の西郷観光ですから、筆頭株主が社長になるか、その辺なのかなと、そのように思うのでお尋ねいたしました。

つい最近までは第三セクター、今もでしょうけれども、セクターで村とそのほか、銀行並びに各箇所に出資して、そして西郷観光株式会社という会社が設立されている

と私は考えております。そういう中で、1年間お任せする西郷観光株式会社なんですが、受理する際に、指定管理を受理する際に、村への要望はなかったですか。

○議長（白岩征治君） 商工観光課長。

○商工観光課長（福田 修君） お答えいたします。

特にこれといった要望については、こちらでは伺っておりませんが、やはり修繕箇所につきましてはかなり施設が老朽化してきておる関係で、いろいろ修繕しなければいけないと。大規模なものについては事前に村のほうにも報告するようにお願いしておりますので、現在要望といたしましてはそういった修繕関係のことがほとんどでございます。

○議長（白岩征治君） 14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） 今回の代表取締役は現場から上がっているということで、おのずからちゃぽランドに対しての是々非々というか、感じ取っていると思うんですね。それで、皆さんご存じのようにちゃぽランドができてもう20年でできないのかな、二十五、六年になるか、それくらいになると思うんですが、一度もリニューアルしていないんですよ。昨今は、高齢者社会だと言いながらも一つも年寄りには優しくないという中で、村として今後のちゃぽランドについてどのような考えを持っているのか、廃止にする考えなのか、それとも新たに生まれ変わろうとして誘客をする考えがあるのか、その辺について再度お伺いしたいと思います。

○議長（白岩征治君） 商工観光課長。

○商工観光課長（福田 修君） お答えいたします。

ちゃぽランド西郷につきましては、平成6年から開業して、現在24年を経過しようとしております。前からもご答弁させていただいておりますが、やはり東日本大震災のとき建物の破損も少なくなくて済んだと、今後も施設としてはやっつけるところ、平成23年のときにはそういった状況でございました。やはり先人たちが知恵を絞って、甲子地区の振興、また村民の健康増進ということを踏まえまして、あそこに施設を築造され、オープンしてきた経緯がございますので、村といたしましてもできる限りその施設を存続させていきたいと。そのためにも、来年からまた経営改善とかいろいろ取り組みを行いましてやっていきたいと考えております。

ただ、今後、大規模な修繕等になりますと、やはり莫大な費用がかかってしまうこともございます。そういったことを、両方の面からてんびんにかけて検討していかねばいけない、そういった時期がだんだん近づいてきているのは間違いないと思っております。

リフォームしていないと、大規模なリフォームは確かに現在まで行っておりません。ただ、指定管理者におきまして喫煙所を設けるとか、1階の部屋に高齢者向けの思いやりの部屋を設置するなど、少しではありますが、そういった改修も行っていることも事実でございます。

以上です。

○議長（白岩征治君） 14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） 課長も指定管理者を選定するに当たっては、大変苦慮していると思うんですね。結局、古い施設をお任せしなきゃならないという中で、やはり苦慮する点は往々にしてあるのかなと、そのように思っております。つくった施設を廃止するのは大変私としても、当時、つくるときに賛成しておきながら、施設がなくなるのは大変寂しい思いになります。

ですから、やはり現場から上がった社長ということで、やはり商工観光課もいろんな接点からその役員4名ですか、ともども考えていかななくてはならないんじゃないかなと、そのように思いますね。いくら頭で考えても、長年赤字だったものはもうなかなか改善するには、いくら観光課長が優秀でも無理ではないかなと思うんですね。ですから、そういう意味では、やはり行政でできる仕事、まずどうしたら誘客できるか、そしてこのような指定管理者が、公募したらば集まってしようがないんだというくらいの苦勞しない施設に心がけてほしいなど。

逆に言うと、西郷観光株式会社は気の毒だなと、そのように思える点も私もたくさん思っております。ただ、先ほどから、議運長、一般質問になるとということですから、私もあえてもうここで申し上げませんが、今後ともプライベートながらも課長とお話ししながら、お湯の買い入れから全て見直していくことにしていかなないとなかなか公募しても来ないんじゃないかなということで、質疑を終わりたいと思います。

○議長（白岩征治君） 商工観光課長。

○商工観光課長（福田 修君） ご質疑というか、いろいろお話しいただきまして、今後とも商工観光課といたしましては次回の指定管理、この次については議員おっしゃられるとおりに、本当に皆さんが公募できるような環境づくりをして、経営改善に向けて努力していきたいと思っておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（白岩征治君） 4番鈴木勝久君。

○4番（鈴木勝久君） 4番鈴木勝久です。議案第15号について質疑させていただきます。

私は、これは一般会計のほうですべき質疑ですけれども、お二方の議員が質疑されたので、ここで関連するので、指定管理について質疑させていただきます。

私は、この会計上のほうからちょっと聞いていきたいと思うんですけれども、まず、このお金、これは、まず税金というか、この予算に上げるお金ですね、この性格、これは権力作用によって金額を徴収される、一般村民、国民から徴収される大切なお金である、これをまず認識していただきたいな。強制的に徴収される金なんですよ。もうけてどうのというのじゃなくて、それをどうに有効に使うか。

12月議会で2回言ったんですけれども、市町村の経費支出上の原資義務というのがありますよね、4項目、5項目あります。そのうちの一つに、最少の経費で最大の効果を生むと、最大効果の原則というのがあります。ほかは割愛させていただきますけれども。そうすると、税金をもう26年間ですか、このちゃぼランドに投入していて、これの費用対効果なんですね、私は言いたいのは。

今、この平成29年度の成果調書を見ていると、減免利用者が1万5,754名、補助券利用者が9,059名、1,224万円が使われているということで、西郷から支出しているのは3,800万円くらいですか、ちゃぼランドに、温泉健康センターに関しては平成28年度で2,600万円計上しておりますけれども、この費用対効果を村は考えていかなきゃならないと思うんです。さっき課長がおっしゃったように、観光業、観光振興、交流人口を増やすため、あと健康増進、どのくらいそこに活用というか、成果が出ているか、こういう説明が必要で、西郷観光株式会社の収支は私からするとどうでもいい話で、二千何百万円、ここで言えば3,824万円、この経費支出をして、どれだけの村民に対する効果があるかということなんですけれども、その辺はどのようにお考えでいるか、お答え願います。

○議長（白岩征治君） 商工観光課長。

○商工観光課長（福田 修君） 4番鈴木議員のご質疑にお答えいたします。

確かに公のお金、税金を投入するわけですので、そのためにはやはり最少の経費で最大の効果ということが当然念頭にあるわけでございます。ただ、温泉健康センターにつきましては、なかなか数字にあらわせない施設でございます。健康増進ではどのくらい医療費が安くなったか、どれだけ健康長寿が延びたかということまでは現在のところはつかんではない状況でございます。

ただ、また経済効果につきましても、どのくらい貢献しているのかというのはまだデータ的にはつかんでいないところでございます。現在、昨年から70歳以上の無料の利用状況を調査しまして、今後いろいろどういった効果があらわれているのか、どのくらいであれば適正な料金設定ができるのかとか考えていきたいと思っております。

○議長（白岩征治君） 4番鈴木勝久君。

○4番（鈴木勝久君） これは数字にできないのはわかっています。要は、発想の転換と申しますか、この3,800万円使えば、以前から申しています市場の失敗、この部分に行政は手をつけるべきだと私は常々思っております。ですから、これを民間に、この3,800万円あれば民間で今温泉を営んでいる業者がございまして。その人たちを活性化するために使うと、こういう方法もあるんじゃないかと思って今無理な質問をしたわけでございます。

ですから、あれが最初の目的、健康増進のためと観光業の活性、甲子地区の活性化ですね、最初に。それが26年たって、果たしてよかったのかという見直しに、もう何回も言っている話なんですけれども、この見直しが行政がふっついて一回始まっちゃうとずっとそれを継続しなきゃならない、続けるためにどういう策略というか政策があるんだとか、その方法があるかということで、その見直しが一般質問でやるんですけれども、スクラップ・アンド・ビルドですか、これが行政ができていない、どれに関してもそうなんですけれども、それはやるべきだと思うんですね。

さっき言ったように、本当に大切なお金を出していただいているんですよ、強制的に村民から出していただいているお金を使うんですから、もっと有効に、もっと別な視点で考えてそれを使うという方法を常々私たちは考えていかなきゃならないと思っ



て、その代表例がこの26年間いろいろな問題があつて、議員からの質疑もいっぱいありました。それを、ただ継続するために観光業の活性化とか高齢者の健康増進と言っている、私はどうも見直しをしないが、継続するがためにそういう話を出してきているのかなど。方法はいろいろございますよね、さっき言ったように。いろんな方法でその目的達成のためにはできるわけですから、もっとしっかり見直し、改善、それはすべきだなどと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（白岩征治君） 商工観光課長。

○商工観光課長（福田 修君） お答えいたします。

議員おただしのとおり、まさにそういったことで私も認識はしております。そのためにも、昨年来より深く経営実態のほうにもちょっと調査を入れまして、何が必要か、何が足りないのか、どういった方向で進めていくのかということをいろいろ検討してまいりました。東北運輸局の観光部への照会とか中小企業庁の未来サポート事業とか、総務省の第三セクターの相談窓口とか、いろいろお話は何っております。そうした点も踏まえまして、平成30年度からの経営改善事業ということで予算を計上させていただいたところでございます。

議員おただしのとおり、そういったことは認識しておりまして、さらに平成30年度からそういったものももっともっと掘り下げて、いろいろ検討させていただければと思っております。

○議長（白岩征治君） 4番鈴木勝久君。

○4番（鈴木勝久君） この経営改善については、福田課長は相当勉強、研究なさって、相当の時間をここに費やして、いかにこの経営改善に向けてということは、普通の企業者以上に今回勉強されて、そのレポートも私たちいただいて、説明会等々でその説明を聞きました。大変すばらしい、もうちょっとこれが10年、20年前にこういうことがなされていけばもっと方向性が変わったのかなど、そういう思いはあります。

課長のその努力、それは認めるところでございますが、全体の流れといたしましては、見直す、切る、事業をそこでやめるとか、そういう決断も、大切な税金を使う上においてはどこかでそういう決断も必要じゃないかなと思ひまして、質疑させていただきました。

以上です。

○議長（白岩征治君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第15号「指定管理者の指定について（西郷村温泉健康センター）」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手多数)

○議長(白岩征治君) 挙手多数であります。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

◎議案第16号に対する質疑、討論、採決

○議長(白岩征治君) 続いて、日程第16、議案第16号に対する質疑を許します。

(「なし」という声あり)

○議長(白岩征治君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(白岩征治君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第16号「指定管理者の指定について(西郷村家族旅行村)」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手多数)

○議長(白岩征治君) 挙手多数であります。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

◎議案第17号に対する質疑、討論、採決

○議長(白岩征治君) 続いて、日程第17、議案第17号に対する質疑を許します。

(「なし」という声あり)

○議長(白岩征治君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(白岩征治君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第17号「指定管理者の指定について(西郷村農産物直売所)」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(白岩征治君) 挙手全員であります。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

◎議案第18号に対する質疑、討論、採決

○議長(白岩征治君) 続いて、日程第18、議案第18号に対する質疑を許します。

◎休憩の宣告

○議長(白岩征治君) それでは、時間ちょっと前なんですけれども、質疑の途中ではありますが、ここで午後1時まで休憩いたします。

(午前11時56分)

◎再開の宣告

○議長(白岩征治君) 再開いたします。

(午後1時00分)

○議長（白岩征治君） 休憩前に引き続き、議案第18号に対する質疑を続行いたします。  
12番後藤功君の質疑を許します。12番後藤功君。

○12番（後藤 功君） 12番。一般会計について質疑します。

まず、中学生の海外派遣事業ということですが、149ページに1,023万円が計上されているということでもありますね。それで、予算の説明会では今年度はアメリカに研修に行くんだと、以前はタイに行きましたね。それで、この海外研修派遣事業が始まったのは、中国の薊県に行ったという歴史があります。それで、そのときの、なぜそういうことになったということで、前の村長の菊地村長であります。中国との友好関係を築くんだと、西郷村とね。そして、そういうことで始まったという経緯があります。それで、今度は中国をやめて、今度はタイだと。タイについてもいろいろ理由は、日本企業が盛んに進出している、いろいろ交流があるからだとか、そういうことでその都度説明されていました。

私は、そういう以前に、中学生が海外派遣、そういう言葉は確かにいいんですが、これは限られた人が行くわけですね、定員が決まっています。大多数の生徒さんは参加できないと。そういうことになると、行く人、行かない人で差がついていると。これは公平とか不公平、そういう結果的になってくるんですけども、そこで今回、また一時中断していた海外派遣事業がなぜ再開するようになったか、そして、今度はアメリカということになったわけです、その辺のどういうふうになつたかということをおまづ説明お願いしたいと思います。

○議長（白岩征治君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（緑川 浩君） 12番後藤功議員のご質疑にお答えいたします。

西郷村中学生海外派遣事業は、平成7年4月に中国天津市薊県と西郷村が国際友好都市締結をしたことから、本村の中学生と中国天津市薊県の中学生が互いに両国を訪問し、友好を深めるため、平成7年から平成22年まで実施してまいりました。しかし、平成23年3月、東日本大震災に伴う原子力発電所の事故以来、放射能線量による風評により薊県政府より交流を行わない旨の話があり、以後、現在に至るまで交流は途絶えた状況にあります。

村では、村とかがかわる国との交流を持ちたいという考えで、平成25年に村内にある企業を通じタイ王国への派遣を実施する予定でしたが、直前にクーデターが起き、政情が不安とのことで見送られ、平成26年はタイ王国への派遣が実現したものの、平成27年、平成28年は応募者が少なく実施できませんでした。

このことを踏まえ、平成28年度に中学生及び保護者へのアンケート調査を実施したところ、英語圏の国への派遣を望んだ方が99%でございました。そこで、平成29年度は派遣先を検討する期間として、中学生海外派遣実施委員会で派遣先、期間、内容などを検討を重ねてきました。平成29年11月30日の第2回中学生海外派遣実施委員会において、平成29年度中学1年生の方にアンケートの結果からアメリカ合衆国の人気が高かったことや、村内企業の海外工場などがあるなどとして、アメリカ合衆国ほか2国の派遣が検討されました。そして、12月20日に第3回の中学生

海外派遣実施委員会において、アメリカ、オーストラリア、ニュージーランドの3か国の中からアメリカ合衆国が派遣先として選ばれました。

派遣先決定の理由としましては、中学生のアンケート調査の気が高かったこと、そのほかに村内企業の海外工場があるなど村とつながりがあることや、この事業にご協力をしていただける人材が現地にいるということで安心ができるということで、派遣先をアメリカ合衆国のほうに決めました。実施日は、夏休み期間中という形で決定しております。

以上でございます。

○議長（白岩征治君） 12番後藤功君。

○12番（後藤 功君） それで、派遣の人数、何人なのか、それと、村の補助金が1人当たり幾ら出るのか。それで、1人当たり、補助金以外、旅費幾らかかるのかと。10万円ですか、出るのは、1人。10万円では行けないでしょう、補助金だけでは、1人当たりどのくらいかかるのかということ、その辺を。

○議長（白岩征治君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（緑川 浩君） お答えいたします。

派遣人数なんですが、中学生25名を予定しております。

1人当たりの費用が、41万円ほどかかる予定でございます。自己負担を10万円程度というような形で今考えております。

以上でございます。

○議長（白岩征治君） 12番後藤功君。

○12番（後藤 功君） 1人当たり41万円かかるとね、以前はこういうあまり細かいことを私も聞かなかったんですが、実際は41万円ということね。そうすると、これはその負担に保護者が、子どもは当然働いていないから出せないわけだから保護者が出すと。そういう出せる、41万円を用意できる人しか行けないわけでしょう、結果的にね。（不規則発言あり）そうすると、同じような、結局1人当たり41万円かかるということね。そして、1人に対して村が31万円補助するんだと。

そういった場合、これは西郷村の中学生、該当、2年生なら2年生、何人いるかわかんないんですけども、25名というからごく一部だわね。1人当たりそれだけの31万円の金額を、果たしてその人たちだけが使っているのかどうかという問題がある。

私、聞くところによると、それはそれとして10万円の自己負担できないから行けないという人もいるわけですよ。その中身もいろいろな出ているわけです。結局は公務員の人とか学校の先生の子息とか、比較的裕福な人が行っているというんです。こういうことになってくると、いろいろ言葉は、その事業そのものは立派だけれども、しかし、実態はそういう不具合というか経済的に行けない人はやっぱり最初から行けないわけです。

だから、むしろ私は、英語圏がどうのこうのというかもしれないけれども、今までブリティッシュですか、天栄村の、ああいうところでみんな研修したほうが何ぼか

いいんではないのかと。その辺の、なぜこういうことを再開したのか、ある意味では私も何ぼでも解釈できるんだけど、生涯学習課、仕事を何かいろいろやらなきゃならないから、そういうあれなのかなと思ったり、いろいろさまざまな高度なもっと深い意味がそれはあるんでしょうけれども、しかし、単純に考えるとやっぱり負担できない家庭の人は行けないわけです、そういう現実があるわけ。だったら、みんなが参加できるような、全員が参加できるような、何もアメリカじゃなくても、みんなが思い出として1学年の皆さんがそういうことで少ない金額で、負担金のないような形ができないのかと、その辺はどういうふうに考えていますか。

○議長（白岩征治君） 教育長、鈴木且雪君。

○教育長（鈴木且雪君） 12番後藤議員のご質疑にお答えいたします。

今、議員おっしゃった内容ですが、まず、経済的にかなり厳しい家庭のことに关しましては、募集の際に経済的な面での配慮があるということ添えて募集をかけるということで、今までもやってきているというふうに聞いております。つまり、現在も経済的に厳しい家庭においては、準要保護、いわゆる就学援助対象の家庭もありまして、そういう家庭には給食費等々の補助をしている、そういうこともありまして経済的に心配な家庭については、そういうことで御相談いただければ、いわゆる1人10万円の補助以外にも検討するということでの応募を今までもしてきたということなので、今回もそういうことで応募していきたいと思っております。

それから、この海外派遣につきましているいろいろな考えがあるということは私も承知しておりますが、再開した大きな狙いは、教育委員会といたしましては2020年度からの小学校の学習指導要領が新しく変わります。その中で、来年度から新しい学習指導要領に入るまでの移行期間というのがあるんですが、準備期間として来年度から、今まで5、6年生から行っていた外国語活動、いわゆる外国語に親しむ活動、それが3年生、4年生から始まるようになります。それで、3、4年、5、6年と来年度に関しては外国語活動を行う。実際に平成31年度の全面移行になりましたからは、5、6年生は外国語科という教科に変わります。そして、中学校の英語科とはちょっと違うんですが、これまでよりももっと時数を増やして外国語、いわゆる西郷村で外国語を取り扱う場合には英語になります。英語についての学習をするようになっていきます。

そこで、3年生、4年生、5年生、6年生、小学校で行う外国語に親しむ活動、外国語活動のまとめとして、中学校1年生全員にブリティッシュヒルズの異文化体験を行ってきたいということで、今年度から予算を計上して、議会でもご承認いただいて、今年度の中学校1年生が全員1日のブリティッシュヒルズでの異文化研修を行っております。これにつきましては、大変子どもたちも好評で、そういう機会を得たということで、中学校に入った、そこからの英語への学習意欲が高まるなどの効果があったというふうに学校側でも捉えている報告を受けております。

今おただしがあった全員にそういう機会ということも当然大事にしたいと思ひまして、ブリティッシュ、1日ですが、本村の中学校の1年生は全員そういう体験をして

もらっている。その上で、本当に25名という限られた、全体からいいますと1割強くらい的人数になりますが、そういう子どもたち、もっともっと意欲を持っている子どもたちにおいてはやっぱり実際にアメリカ合衆国の体験を踏まえて、いろんな外国のそういう空気をじかに感じてきていただく、そういうことで将来にわたっての人材育成、そういうことにもつながっていけばいいということで、この事業を今回、実施委員会のほうでも協議を重ねて方向性が定まったものですから、予算を出させていたいただいたということですので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○議長（白岩征治君） 12番後藤功君。

○12番（後藤 功君） 理解しろといったって、私は理解できないんです。ブリティッシュヒルズのほうで1年生が、小学生ですか（不規則発言あり）中学校、それは全員でやると、それはそれでいいことだと思うんです。その1日なんて言わないで何日でもそういう体験させたらどうなの。私が言いたいのは、要するに教育の機会均等で、これは誰しものがそういう平等なもとの教育を受ける権利があると、まず、それは否定しようがないわけです。そういった観点から言えば、全員といってもそれはそれで無理なんだろうけれども。だったら、より、今言ったとおりそういう英語を学ばせたいんだったらそういうところでみんなが参加できるようなところに重点的に置いたんならどうなんだと。そして、まして先ほど教育長が言いましたが、経済的に困難な場合はそれを補う方法があるんだと、そういう例があるんですか、実際実施した。ないでしょう、恐らく。

○議長（白岩征治君） 教育長、鈴木且雪君。

○教育長（鈴木且雪君） ただいまのご質疑ですが、これまで実施されてきた海外派遣において、希望して行った子どもの中で経済的な面で、いわゆる村の補助以上の補助を受けてきたということについてちょっと今確認しておりませんが、現状としてそういうことによって参加できないという、そういうことをなくするためにそういう方法も考慮した上でこれまでも実施してきているということでもあります。

○議長（白岩征治君） 12番後藤功君。

○12番（後藤 功君） 教育長、私がそういうことを言ったからそういうふうには言っているんですね。あるわけないんです、そんなの。大体において、経済的に困難だといったら、子どもも、それこそ親の経済事情をそんたくして、うちの家庭じゃ無理だと、また親も、おまえそんなこと言ったって金ないんだよと言われてれば、子どもなりにもう行かないとなるんですよ。だから、私が言いたいのはそういう思いをさせちゃならないと。裕福な人はいいよ、子どもたちの成長段階においてなぜそういう、行く人、行かない人のそういう心のあつれきみたいなことを大人がつくるんだということ。

私らの時代は貧しい時代だったから、そんな外国へ行くとか、みんな同じレベルでその辺で遊んだり、だからこそいいそういう今でも思い出があるんです。日本が景気いいとか、一つの流行みたいになって、外国へ行ってそういう新しい事業でやるとか、そういう、悪い捉え方すると切りはないんですけれども、しかし、結果的に子どもたちにそういう行く、行かない人のそういう、引っ込んだり、行ける人は胸を張って、

果たしてどうなのかということですが、私は。だったら、みんなが参加できるような、じゃアメリカ以外だったら沖縄でも何でも、台湾でもいいんじゃないんですか。一つの修学旅行として全員連れていく。話は変わりますが、佐渡へ行ったリフレッシュ事業とか、これなんかみんな好評なんですよ、そういったことも。

やっぱり全員が参加できるようなことをやらなきゃだめだと。そんな一部のそういう選ばれた人間ばかり行かせて、これは国際人になるとかいろんな名前はくっつけられるけれども、じゃ、薊県に今何十年行ったかは知らないけれども、その人たちが卒業して、中国とこの西郷村との間にそういう何か仕事をしているのかと。タイに行くといっても、思いつきで行ったんですよ、私さんざん言ったけれども。クーデターだから行けないとか。

一つの事業として、役所がそういう、私はもう意味がなくなったらスクラップ・アンド・ビルドでやめたらいいと。そして、教育上そういう変なあつれきを生むようなことをするんだったら、みんな全員参加させて、そういう方法はいくらでもあるだろうと、これを言いたいんです。

教育長なんかも、校長先生をやって、あまり経済的に困ったことが恐らくないでしょう。しかし、困っている人はいっぱいいるんです。私紹介しますが、こういうことが出ているんですね。これ、去年、ある保護者が生活の学校の教育費、入学時にこれだけ負担がかかるということを言っているんですよ。義務教育費が重い負担で困っていると、必ずしも全員ではないでしょうが、こういうことなんです。制服、かばん、中学入学で9万円かかると。西郷じゃないですよ、これ。春3月、我が子の進学を喜ぶ一方で、公教育に予想以上の私費負担が必要なことを知って戸惑う保護者が少なくない。これは福岡県の女性の、2月初め、長女が来月入学する市立中の説明会に参加し、制服や通学かばんなど、総額約7万円から9万円を現金払いしなければならぬと知らされた、説明会で。共働きで2人の子どもを持ち、児童手当を受給する標準世帯のこの女性にとっても重い出費だと。生活困窮世帯であれば、就学援助を受けられるが、新入学費用、学用品の支給額は約2万3,000円で、到底足りない。

女性がこども問題取材班に寄せた疑問を市教育委員会に投げかけたというんですね。ある新入生の母の訴えということで、冬服、ブレザ、スカート2万9,592円、通学かばん8,500円、ジャージ上下7,800円等々、女性が入学説明会でもらった購入品一覧表の総額は、必須品だけで約7万円。補助バッグなど希望者が買う品を含めると9万円近くかかったと。義務教育でも、中学入学時にお金がかかるとは聞いていたけれども、ここまで高いとは、せめてもっと早く言ってくれれば積み立てしたのにと、そういうことを言われているんです。

私もそれはもう皆さん、この春にいろいろな出費すると。私もこれと似たような、そういう実はいろんな保護者の意見を聞いているんですよ。いやあ、入学するのには大変だと、いろんなことをそろえたりね。私言いたいのは、こういう現実があるわけですよ。そんなわずかに25人のために1,023万円も使うんだったら、そういう必ず入学に必要なそういう人たちを援助したらどうなんだと、私は素朴なそういうこ

とで言いたいんです。こういう点、どうお考えですか。

○議長（白岩征治君） 教育長、鈴木且雪君。

○教育長（鈴木且雪君） いろいろお金がかかるというのは事実だと思います。ただ、この中学生海外派遣につきまして、やっぱり狙いを持って行きますし、その募集の際に経済的な理由において不公平が生じないような方策といいますか、そういう募集をしますので、そういうところについて説明をさせていただいて、実施させていただきたいと思います。

○議長（白岩征治君） 12番後藤功君。

○12番（後藤 功君） 教育長もかたい信念でやっているんだかもしれないけれども、金持ちの論理に立った側なんです、それは。そのぐらい負担もできないんなら行くことないんだと。私は、行かせるんなら全員参加できるような、そういうことをやったらどうなんだということなんです。一部の経済的に余裕がある人、あるいはそういう教育委員会あるいは選定する人たちにそれなりの人脈とか、いろんなことを持っている人が結果的に行っているんじゃないの。そういうことも聞くんです、私は。そういう疑念というか、そういうものを持たれるようなことをしないで、もっと公平にみんなが参加できるような方策に変えたほうがいいんじゃないかと私も伺うんですけれども、どうなんですか、その辺。

○議長（白岩征治君） 教育長、鈴木且雪君。

○教育長（鈴木且雪君） お答えいたします。

募集をかけてみて、定員オーバーした際の方法等については、そういう不公平がないように、もちろん人脈等々というかそういうことで決定するということはないようにもちろんします。

今年度行った中学校1年生の全員の異文化体験につきましては、私としては1泊2日で行いたかったんですが、学校のほうのいろいろ教育課程の都合上、1日で行うということで、学校側の要請もあって1日になったものです。やっぱり全員にそういう機会も経験をさせることができましたので、その中でまたやっぱりもっと本格的なそういう異文化体験をしたいという子どもについての意欲を高める意味での事業ですので、ぜひそういう意味で実施したいということですので、よろしく願いいたします。

○議長（白岩征治君） 12番後藤功君。

○12番（後藤 功君） これはいくら言っても平行線になっちゃうんだけど、私は何度も言いますが、そういう一つの今はやりの、あそこの村が海外派遣したから、じゃうちの村も。大都市の行政ではこういうことをやっているのかね、日本一の自治体の横浜市とか、人口300万人を超える大都市で、じゃ、そういう派遣事業をやれますか。みんなろくに、自前で金もないくせに、やっているのがほとんどでないの、田舎の自治体なんていうのは。地方交付税もらって、自前の税収で予算も組めないような自治体が、そういうところだけはやるんですよ。

全く今の、教育者なんていうのは割と経済社会にはみんなうとい人が多いようで、



私はいろんなことを考えたら、村の財政、そして等しく税金はいかにあるべきか、使うべきか、それから教育の機会均等、そういった精神からいったら、これはやはり再考して、全員が参加して、そういった行けるような体制をとるべきじゃないかと思えます。教育長、いくら言ってもこれはちがいが明かないんですけれども、その都度、私もこれからいろいろ聞いていきます。この問題はいいです。

それから、ちょっと聞き忘れていた、もう少し。この事業について、生徒はわかった、今度は引率者ね、学校の先生も当然行くでしょう、役場職員も。その人たちの旅費、それから人件費というか、いろんな面でどれだけかかるんだと。単なる生徒が31万円では済まないはずなんですよ。それだけの行政コストをどのくらいかけているんだかということをお示してください。

○議長（白岩征治君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（緑川 浩君） 後藤議員のご質疑にお答えいたします。

引率者の人数なんですが、今6名を予定しております。費用でございますが、1人当たり44万5,000円、こちらが費用となっております。

以上でございます。

○議長（白岩征治君） 12番後藤功君。

○12番（後藤 功君） 当然、これはかかるのは当たり前です。そうすると、6名で1人44万円、300万円近くかかりますね。そうすると、一千四、五百万円かかっちゃうと。お金だけはそうだと、しかし、生涯学習課、そのために1年恐らく事務的にいろんなそれに専属にやる仕事になっちゃうでしょう。そういうコストを考えたら大変なことなんです。だから、これはそんな言ったら何にもできないと言われるかもしれないけれども、私はそういうコストも十分に考えたらどうなんだと。2,000万円近くの金を費やして、まして労働コスト、役場職員給料を払って、そういう金をみんな考えないんです、何やるにしても。だから、今年度の予算を見ても、使える予算というのはほとんどない、みんな経常経費にかかっちゃう。

そういう実態を見ると、全てこういうようなふうな金を使われ方をしていると。これ生涯学習課長に言っても仕方がないんですが、しかしながら現実にそういうことでしょう。だったら、もう少し全員が、例えば中学生250人、先ほど1割といたから250人でしょう。その人たちが全員がそういう果実を得るような、そういう教育の内容にしたらどうなんだと私は言っている。それだけのコストをかけて、たった25人のために2,000万円ですよ、結果的に。それは教職員、役場職員も毎年アメリカのシアトル周辺でいいわな、これ。恐らくマリナーズの野球観戦なんかするんでしょう。イチローに会ってきたなんて今度は自慢するわけです、みんな。それは仕方がないかもしれないけれども、しかし、そういう金の使い方というのは、一見格好いいかもしれないけれども、実は私は本当の使い方ではないと思います。わかりました。

それと、今度は給食費なんです、これも連動するのかな。給食費の第3子以降、第3子から無料ですね。これも先ほどと似たような論理にちょっとなるんですが、第

3子を産める人というのは割と裕福な人が多いんだと。必ずしもそう当てはまらないかもしれないけれども、ということは、金持ちは第3子はただで給食いただいた、経済的に余裕のない、1人しか産めない子はそういう恩恵にあずかれないということもあるわね。これは消費税の公平なようで不公平だと。これは食料品に消費税をかける云々ですね。そういう事態なんだと、私もこれは聞いた話なんです。なるほどなど、そういう、これは共産党の議員さんも給食無料化しろと、そういうことであるならば、全員第1子から無料にしたらどうなんですかと。これも第3子の人はみんな、これ450万円かかっているんでしょう、補助金ね、給食費。じゃ、何で第1子からできないんだと、その辺どうなんですか。

○議長（白岩征治君） 教育長、鈴木且雪君。

○教育長（鈴木且雪君） 給食費の質疑にお答えします。

子育て支援ということで、自治体としていろいろ今、各自治体が政策を打ち出しているところで、対象の児童・生徒数が少ない町村では、いわゆる補助率を上げたりとかという政策がとられている。おっしゃるように本当に無料化ということについては、今後そういうことが大いにまた検討せざるを得ない状況になってくるし、それも一つ方法だと思います。

ただ、現状として、前にもそういうご質問にお答えした中身ではありますが、西郷村で実施しようとする1億1,000万円くらいですか、正確な数字はわかりませんが、そのぐらいのいわゆる食材費としての給食費がかかっておりますので、その負担がどうかということになってくると思います。

ただ、第3子の無料に関しては、予算としては450万円の予算ですが、前にも申し上げましたように、それ以外のいわゆる就学援助費を支給している対象児童・生徒に関しても、給食費を実際には補助している。その割合が、これも正確ではありませんが、児童・生徒数全体の2割以上の子どもたちが現在そういう意味での補助として給食費を出していることになりますので、全員ということになった場合に、恐らく1億円まではかからないかもしれません。その辺につきましては、今後ほかのいろいろな国の政策等を見ながら、もちろん、村長とか、財政のほうといろいろ状況に応じた研究をしていく必要があると思っております。

○議長（白岩征治君） 12番後藤功君。

○12番（後藤 功君） やれないことはないんですね、これ。要するに、子どもをみんな産んで育ててくださいと、一番根幹なところですよ。昼飯は行政で出すからみんな安心してくださいと、そういう理屈なんですよ。金持ちも貧しい人もみんな平等だから。でも、言わせれば、片方はただで食っている人間がいて、俺らは銭出さなきゃならない、子どもはわかんない、恐らく。学校の教室で、おまえはただで食っているんだ、俺金出していると、これはけんかになるよ、教えたら。そういうことも私は教育上よくないと。

これ、予算に限りがあるけれども、しかし、片や、これは教育長のあれに関係ないけれども、じゃ、あの学校プールに今幾らかかっているんだと、後でこれは聞きます。

ランニングコスト、5,000万円かかっていると。本当の出費はわかんないけれども。ちゃぼランド幾らかかっているんだと、指定管理含めて5,000万円と、もう1億円だと。そういう金をこっちへ回したらただになるでしょう。単純には言えないかもしれないけれども、私はそういう考えですよ。

だから、これは決して難しい話ではないと、これは教育長がどういう、基本的に今後、今の段階で、これからどんなふうに考えていくのか、それをお聞かせください、この問題について、給食。

○議長（白岩征治君） 教育長、鈴木且雪君。

○教育長（鈴木且雪君） お答えいたします。

先ほどもお答え申し上げたとおり、国も子育て支援等々についての政策を今後進めていく中で、当然その中で給食費の問題も出てくると思いますので、もちろん、無料にこしたことはないというのはあれですけども、そういうふうな政策についての見通しですか、そこは今のところ具体的にまだこうだというふうに申し上げることができませんが、十分にそういう意味で検討していく内容だというふうに思っております。

○議長（白岩征治君） 12番後藤功君。

○12番（後藤 功君） だから、中学生海外派遣とかいろんなそういうのには気前よくぼんと出すんですね。ところが、一番みんなよく知っているようなところはみんな渋っているわけです。やっぱり一番、何でも商売やっていたらそうなんだけれども、ニーズのあるところにみんな商売人はやるんですよ。でも、今、村の行政は大したニーズのないところに金かけて、一番困っているところに金かけないんですよ。だから、全然そういう意識というか、そういう乖離しているわけですね。

これ、新村長がどういうふうな考えだか聞かなきゃわかんないけれども、佐藤村長に今言ってもうどうしようないからね。だから、そういうことで、ぜひでき得れば全員そういう給食を無料化にするようなあれにしていきたい、この辺でいいです。

先ほど言いましたが、これも関連する、全部いかに金が使われていると今回私羅列したんです。水道料、長久保工業の水道料、工業用水、それに3,311万1,000円が使われているんだと。これなども、毎年毎年これ大変な額なんですよね。片や、今なかなか給食は難しい、しかし、一方では水道料の垂れ流しさせている、三千何百万円。その辺をいつまでそういう状態を続けるのか、見通し、そういう働き、一刻も早く工場をつくってくれとか、その辺の話はどうなっているのかということをお聞かせください。

○議長（白岩征治君） 商工観光課長。

○商工観光課長（福田 修君） 12番後藤議員のご質疑にお答えいたします。

ただいま、長久保工業用水の減免についてのお尋ねでございます。当初予算書の説明書110、111ページの商工振興費、19節負担金、補助金及び交付金、負担金の中の工業用水道事業会計負担金3,311万1,000円についてのお尋ねかと思っております。

長久保の工業用水の減免につきましては、平成20年8月29日にタカラ・ホールディングスから信越半導体へ土地の譲渡が行われまして、村といたしましては同年9月2日に村議会の皆様に全員協議会を開催していただきまして、翌日9月3日になりますが、福島県知事立ち会いのもと、信越半導体と工場立地に関する基本協定書を締結した経緯がございます。

この基本協定書第5条第2項におきまして、工業用水の使用を開始するまでの間、その利用料金を無償とするという減免措置を講ずることとしております。また、同条の第3項におきまして、工場用水の供給に関する契約書締結後3年を経過してもなお、諸般の事情により工場の建設が実行されない場合は、改めて減免措置について協議することとし、工場建設の遅延の理由が不合理である場合を除き、減免措置は継続されるものと規定しております。この協定に基づきまして、村では平成23年、26年、そして29年と、向こう3年の減免措置を現在も継続して行っているところであります。

以上でございます。（不規則発言あり）お答えいたします。なぜ、信越半導体さん、かなり好景気なのに工場建設をしないのかというお尋ねかと思えます。信越半導体さんとの協議は何度か協議させていただいております。その中で、信越半導体さん側では、親会社であります信越化学工業株式会社の半導体部門が独立した会社が信越半導体株式会社でございます。その本社であります信越化学工業株式会社さんは、安定的な成長を遂げておりまして、現在、群馬事業所、直江津事業所で約200億円をはじめ、タイでも工場建設に50億円など、シリコン事業で国内外でかなり事業拡大を行うための投資を行っております。また、電子機能材料事業においても福井県におきまして設備投資を行っております。

一方、信越半導体さんの主力製品であります半導体シリコンウエハー事業におきましては、現在のところまだ研究開発に力を入れている段階ということで伺っております。市場拡大期にはその設備投資を行うという方針であると伺っております。このため、企業といたしましても、当該企業用地が増産増設用地として重要な候補地であることには変わりないとの認識はあるものの、現在ではまだ半導体シリコンウエハー製造への大型投資に踏み切れる状況ではないという報告を受けております。どうぞご理解のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（白岩征治君） 12番後藤功君。

○12番（後藤 功君） 相手があることだから、そういう状況だからできないと。これ、村で金がかからないならまだいいんだけど、毎年こういう3,000万円単位でかかるんでしょう。これはそんな悠長なことを言っていられないんですね。その辺やっぱり村としてはシリコンウエハーだけじゃなくて、ほかの事業を考えないのかとか、いろんなそういうことをやっぱり言わなきゃだめだと思うんですね。その辺をどういうふうにやっていくのか、ちょっとお聞かせください。

○議長（白岩征治君） 商工観光課長。

○商工観光課長（福田 修君） お答えいたします。

ご指摘のとおり、やはり半導体さんのほうでもいろいろ検討はしていただいているところではございます。前日も延長の話が出た際にも、小規模なものであれば増設できる旨のお話もありましたが、やはり工業用水を使うということになりますと、今の工場との距離がかなり長いということもありまして、そういった費用をかけるのであれば、もう少しやはり計画が大規模になったときに投資をしたいというお話でございました。半導体さんにおきましていろいろ用地に関しては今後とも計画を詰めていただければと思っておりますし、村のほうといたしましても早くあそこに立地できるよう再三お願いはしていきたいと考えております。

○議長（白岩征治君） 12番後藤功君。

○12番（後藤 功君） そういうことを説明されると、私も会社関係者ならいろんなことができるんだけど、部外者なものだからどうしようもないわね。それにしても、先ほども言いましたように、毎年3,000万円を超える多額な水道料として出ているわけだから、これは決して見逃すわけにはいかないと思うんですね。その辺十分に考えながら、今後の行政に当たっていただきたい、このように思います。

以上で終わります。

○議長（白岩征治君） 4番鈴木勝久君。

○4番（鈴木勝久君） 4番鈴木勝久です。議案18号について質疑いたします。

村長、この平成30年の予算についてお話しする機会がなかったものですから、村長にまず平成30年度当初予算、村長の任期は3月27日まででございます。この平成30年度当初予算は村長が編成権をお持ちで、村長がここに提出したということで、村長に最初のほうで所信表明並びに新規事業については次の村長にお任せすると言いましたけれども、この平成30年度予算までは村長には責任があると思うんですね。ここが可決するというか、執行する段階までいく前までは村長に責任が、予算の提出権者でもありますので、村長はこの平成30年度予算編成に対してどのような思い入れでこれをつくられたか、その辺をお聞かせください。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 鈴木議員のご質疑にお答えいたします。

今申されましたように、3月27日までということでございます。同時に、この3月の議会がその中に挟み込まれていますので、3月議会は当初予算を編成、提案するという内容が一番大きいわけでありまして、冒頭申し上げましたように、骨格予算だと、基本的に継続しているものについては当然これは各所とのお約束もありますので、それに基づいた予算を継続して上げているというわけでありまして。それから、骨格で義務経費も当然これは上げなければなりません。これは、人件費その他でありますね。

何が抜けているのかというふうに言いますと、先ほど冒頭ありました給食費の話とありましたですね。新しいトップの意見に従って、今お話しされたようなことについては当然冒頭上げたりということも出てきます。浜通りの市の予算、給食費ただにする話が出ましたですね。あれも、確固とした電力のそういった財源が見込めるということを選挙において戦った結果というふうに書いてありました。そういうことにつ

きましては、当然新たな施政トップの意向のともに提案審議されるべきものというふうに考えておりますので、それを除いた、申しわけない、骨格になる部分ですね、これを上げたところでございます。

◎休憩の宣告

○議長（白岩征治君） 質疑の途中ではありますが、ここで午後2時20分まで休憩いたします。

（午後1時58分）

◎再開の宣告

○議長（白岩征治君） 再開いたします。

（午後2時20分）

◎発言の訂正

○議長（白岩征治君） 休憩前に引き続き、質疑を続行いたします。

その前に、教育長より発言の訂正がありますので、これを許します。

教育長、鈴木且雪君。

○教育長（鈴木且雪君） 先ほど、12番後藤議員の質疑に対する答弁の中で、中学生海外派遣の1人当たりの補助金額を10万円と申し上げましたが、1人当たり、今のところ31万円ということですので、訂正させていただきます。

◎議案第18号に対する質疑（続行）、討論、採決

○議長（白岩征治君） それでは、議案第18号に対する質疑を続行いたします。

4番鈴木勝久君の質疑を許します。4番鈴木勝久君。

○4番（鈴木勝久君） それでは、続けさせていただきます。

今年度予算101億円、除染費をのこして86億円の予算が計上されております、歳入歳出ですね。これはいつも言っていることなんですけれども、当初予算を見ますと、まずいつも同じような予算編成であるなど、工夫されているところがあまり見えない。私がいつも12月の予算編成前に、いつも予算をこうやってくださいという要望をこの一般質問でよくやるんですけれども、それが予算書にそういう姿が見えない。

平成28年度決算なんですけれども、単年度収支で3億円弱の赤字決済になっております。また、基幹産業であります製造業の部分がちょっとマイナスというか、法人税等々が上がっていませんので経常収支比率が93.9%になっております。それを踏まえて考えていらっしゃるんでしょうけれども、まず、予算書作成するとき、常に総務省で出している概算要求というのがございます。今、予算の問題で国がまだがたがたしている状態ですけれども、概算要求が出ております。国の予算の決め方、最近では100兆円以内、97兆円ですか、今回も、そのくらいでおさめて、補正予算でばっばと出して100兆円を超えると。普通そういうやり方で政府はやっておりますけれども。

我が西郷村におきましては、今度、この次に補正予算がありますけれども、大分使っていない。私たちが去年の3月に予算を可決、成立されて、8億円の補正をマイナス、使っていると。これは後でやりますけれども、こういう状況で本当に真剣に予算

編成、各課本気に、先ほど言いましたように本当に大事な税金を、村民のため使うんだという意識がちょっとないんじゃないのかなと私なりに思います。

というのは、前回、12番議員もおっしゃったように、見直しが全然ここでは見えないんですね。本当に財政が逼迫し始まってきます、きています西郷村も。村長が16年前に村長になられたとき、それから平成20年を迎えて不交付団体になりました。製造業、確かにあのときばんと伸びまして、特に先ほども名前が出ておりました信越半導体さんはじめ、製造業の業績が大分上がった時期であり不交付団体にもなりましたが、今唯一人口が増えている部分で個人住民税、それが増えている以外はもう減る一方でございます。ですから、こんな総花的な予算編成ではこれから成りいかないんじゃないか。それを危惧して、私は予算書を隅から隅まで目を通しておりました。

そうは申しまして、経常経費かかるわけですから、93.9%ですからそれほど変わったことはできない、これも承知でございます。また、村の予算ということは赤字出してマイナスにもできない、これも真剣に考えなきゃならない部分でございますけれども、そういうのを踏まえまして、まず予算編成は企画財政課ですね。企画財政課で今回予算編成していただいたと思うんですけれども、まず、自治体戦略2040構想研究会、これが政府が立ち上げていました。この構想を立ち上げて、もう8回目、会議が開いています。この内容をご存じですか、ご存じではありませんか、お聞きいたします。それだけでいいです。

○議長（白岩征治君） 企画財政課長。

○企画財政課長（田中茂勝君） 4番鈴木議員の質疑にお答えいたします。

ただいまの件に関しましては、申しわけございません、承知しておりません。

○議長（白岩征治君） 4番鈴木勝久君。

○4番（鈴木勝久君） 私が常に国の予算についても目を通していて、それを加味しながら予算編成をやっていたきたいということを常に申し上げました。その前の年に、国土グラウンドデザイン2050という概要もこれ説明しましたけれども、これもどうも見ていないような気がします。

地方創生についての総務省の見解ですけれども、これもいろいろ調べたら相当なボリュームで、まだ今年で4年目です。この中でPDCAですか、このことにもつくる時に触れておりました。これを実行しているかという、これもこの後触れますけれども、第4次総合計画、まち・ひと・しごと創生総合戦略、それに、そっちにあります防災計画、これ一生懸命書いております。内容的にはそれなりのことを書いてあります。でも、予算には計上されていません。

これ、総計主義でやっていますよね、予算編成というのは。予算書に上がっていないことは、西郷村ではやらないということなんですよね。本当にこういうことを真剣に金をかけて、血税をかけて、税金をかけて立派なやつをつくって、実行していないというのはどうだという話なんですよ。先ほど申しましたように、本当に村民のためにその税金を本気になってつくっていらっしゃるか、そういうことに疑義を感じざるを得ません。

平成28年度の意見書、これも監査委員が相当オブラートに包んで優しく指摘しているにもかかわらず、ここに書いてある内容も予算書には反映されていない。こういうやり方で本当に村民の方々、怒り心頭しないのかと私は思うのでございます。こんなことばかり言っても進まないの、まずは今、12番議員が言った海外派遣の件を出したので、私もそこに質疑させてもらいたいと思います。

1,300万円、聞いておりました25名、これ聞いて簡単に疑問も思ったんですけども、25名以上応募者が集まった場合、村はどのような線引きというか、25名で抑えるのか、その辺がちょっとわからないので、教育長、ちょっとその辺お願いします。

○議長（白岩征治君） 教育長、鈴木且雪君。

○教育長（鈴木且雪君） 4番鈴木勝久議員のご質疑にお答えいたします。

募集をしまして25名以上の応募があった際には、これも実施委員会で選考方法については検討していただきますが、公平性が保てるよう、例えば抽せんという方法もあるのかなというふうに思っております。

○議長（白岩征治君） 4番鈴木勝久君。

○4番（鈴木勝久君） 抽せん、じゃ、まず海外派遣の意味というか目的、先ほど申しましたけれども、抽せんでは落ちた場合、生徒または保護者にどのようなことで納得させようと思っているのでしょうか、その辺がちょっとわからないんですけども。そのような選定の仕方しか考えられないのでしょうか。

○議長（白岩征治君） 教育長、鈴木且雪君。

○教育長（鈴木且雪君） お答えします。

まだ、その抽せんと決まったわけではありませんが、例えばの例で出したということです。ただ、実施委員会のほうで検討していただきますが、募集をかける際にも例えば定数、定員がオーバーした際には選考方法としてそういう方法をとるということを事前にお伝えした上で、応募していただくということです。ただ、オーバーした人員がどのくらいになるかによってもまた状況は変わってくるものと思います。一、二名ならばどうするんだとか、そういうことについても私がここで決めるものではございませんので、実施委員会の中で来年度の日程的なものを考えながら募集をして、状況が固まってきた段階でまた実施委員の方に検討していただくというふうになるという予定でおります。

○議長（白岩征治君） 4番鈴木勝久君。

○4番（鈴木勝久君） 海外派遣の意義は十分理解しているつもりでございましてけれども、それまでして海外に行かせなきゃならないと。これは文科省からの依頼というか、文科省に予算がついているからこういうことをやるとか、文科省が今外に出ていく日本人が少ない、グローバル化社会になったから、そういう人材をつくっていかなきゃならないという、そういう国の思い入れというか、国の政策に対してこっちの地方自治体が応えているという状況なんですか、どうなんですか。

○議長（白岩征治君） 教育長、鈴木且雪君。



○教育長（鈴木且雪君） 今おっしゃったように、国際化社会、グローバル化ということでは、そういう社会の状況だということは当然あると思いますし、そういう意味での子どもたち、中学生の段階で海外のそういう空気を吸ってくるということが意義あるものと考えておりますが、それが国の施策があるからどうのこうのではありません。幸いにして、西郷村には人材育成基金が今までずっと残しておいていただいたものもありますので、その基金を繰り入れて、その基金の趣旨にのっとり有効活用を図る一つとしてこの海外派遣を計画して、実施委員会のほうでも進めていただいているというところでございまして、国がどうこうということはありません。

○議長（白岩征治君） 4番鈴木勝久君。

○4番（鈴木勝久君） 本当に12番議員もおっしゃったように、中国に今まで派遣していました。その方々が、その後、行った後、今現在どのような活躍をされているかということを追跡調査とか何かはしていらっしゃらないと思うんですけども、していらっしゃいませんね。その効果がどうあらわれているかというのは、思い入れだけの話で、その効果がどう出ているか、西郷の税金を使って、それが本当に村民の方々、その子どもをお持ちの方々、また、子どもたちに理解されているのかなというところがちょっと疑問に思うんですけども、その辺、教育長どのようにお考えですか。

○議長（白岩征治君） 教育長、鈴木且雪君。

○教育長（鈴木且雪君） お答えいたします。

教育的な効果ということについての検証は大変難しいと思います。ただ、今年度の対象になる中学生の、今年1年生の対象生徒にアンケートをとったところ、やはり行ってみたいという数はかなりの数がそういうふうに戻答しておりますので、やはりそういう機会があれば外国、アメリカ合衆国というふうに行き先が今なっておりますが、そういうところでホームステイをしたり、実際に生活をする、体験をするということが子どもたちにとってやはりそれなりに意味のあるものだと考えております。

○議長（白岩征治君） 4番鈴木勝久君。

○4番（鈴木勝久君） 私はこの件は、若い多感な時期にそういう経験をさせるということとはすばらしいことだと思いますけれども、1,300万円を使うのにということを踏まえて、その子どもに不公平感が発生しない形でやっていただきたいなと思います。

私は、その次に、外国語指導助手諸費用についてなんですけれども、以前から言っていますけれども、この指導助手、この人たちの質に関する部分なんですよ、私疑問にいつも思っているのは。このALTに使っている指導助手、これはどういう資格を持ってなさっているのか、その辺説明できますか。

○議長（白岩征治君） 教育長、鈴木且雪君。

○教育長（鈴木且雪君） お答えいたします。

外国語指導助手につきましては、西郷村ではそれを派遣する会社と契約をして、そういう業務内容にきちんと対応できる人材を派遣していただいております。その中で、外国語指導助手になるための資格とか、そういうことについては特に規定がありませんが、こちらが業務委託をする際に、その内容がきちんと、内容といいますか、派遣

していただいたことがしっかりと成果に結びつくような人材を派遣していただくということでの契約を結んでいますので、それなりの人材が来て、今やっているというふうに捉えております。

○議長（白岩征治君） 議長より、今ほど、4番鈴木勝久君より中学校海外派遣の補助金の問題で1,300万円と言っておりましたが、1,023万円ですので、訂正をよろしくをお願いします。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（緑川 浩君） お答えいたします。

ただいま中学生海外派遣事業の補助金なのですが、補助金のほうは1,023万円、こちらの成果事業概要のほうなのですが、こちらは職員の旅費等も全て含まれた金額となっておりますのでご了承ください、よろしくをお願いいたします。

○議長（白岩征治君） 4番鈴木勝久君。

○4番（鈴木勝久君） 続けさせてもらいます。

その人材なんですけれども、JETプログラムから派遣なさっているんですか。

○議長（白岩征治君） 教育長、鈴木且雪君。

○教育長（鈴木且雪君） お答えいたします。

JETプログラムというのがありますが、以前はそのJETプログラムにのっとって派遣要請をしていただいていたんですが、現在というか、何年か前からは、その派遣会社を通しての契約派遣をしているということです。JETプログラムではございません。

○議長（白岩征治君） 4番鈴木勝久君。

○4番（鈴木勝久君） これの目的、外国人指導助手を使うという目的、これは何なんでしょう、お聞きいたします。

○議長（白岩征治君） 教育長、鈴木且雪君。

○教育長（鈴木且雪君） お答えいたします。

小学校でも、先ほどの12番議員の質疑にもお答えした中身もありますが、外国語活動という時間が入ってまいりまして、子どもたちは自己紹介をしたり、道案内をしたりという、日常の交流活動に必要なそういう英語の基礎ですか、そういうことを体験するということになりまして、小学校ではご存じのように英語の免許を持っている先生ばかりではありませんので、やはり子どもたちに生きた英語を感得してもらいたいと思いますか、感じ取ってもらうためにはやはり外国の、ネイティブスピーカーというふうに言っていますが、そういうところでの生きた英語、日本人でもきれいな発音をされる方はいますが、やはりなかなか小学校の先生方全てがそういうきれいな発音での英語ができるかというところではありませんので、ネイティブの方の発音を子どものうちからしっかりと聞く、そういうことがやはり活動の充実につながるということで、これは全国的に導入をしております、西郷村においても随分ずっとそういう歴史がございます。

○議長（白岩征治君） 4番鈴木勝久君。

○4番（鈴木勝久君） 外国語を覚えるのにはいろんな方法があつて、私は別な方法でも十分できるのではないのかなと思っております。もっと、国のやり方というか、国がこれも何かやっているようなふうなところがあるんですけども、もうちょっと小学校、これは国がもう決めた話なんですよね、2020年からという。ただ、いろいろな本を読んでいますと、英語を覚える前に日本語をもっと覚えなきゃならないんじゃないかというのが、これ相当いろんな専門家の方々が指摘しているところでございます。

英語授業を本当にこんなにいっぱい増やしちゃって、基本になる日本語、もう読解力とか理解力とか、想像することとか、あと言語が発達しないと思考も活性というか回らないんですね、言葉がわからないと。ですから、どうもどっち向いてこんなのをやって、英語、英語って入れてるのかわからないんですよ。言葉がはっきりわかんないのに英語をそこに教わっても、そのレベル以上の英語というのは覚えられないんですね。ですから、小学校で幼稚園レベルの会話ぐらいしかできないんじゃないかなと思っております。この英語を、これは国がやっているからここで言いませんけれども、ですから、こういう疑問は私は持っております。

ですから、目的をもっとはっきりして、この1,500万円使うんでありましたら、もっと別な方法、例えばタブレットを使つてもうちょっとすばらしい、質の高い英語指導が、発音に関しても、教育長がおっしゃった話ですけども、発音にしてももっと標準的な英語を話せる人のあれもできるわけですし、前、友達に言ったら、何かそういう指導者も日本で言えば方言みたいなやつですね、大分あつて、あれの英語はだからブリティッシュ英語なんだか、アメリカ英語でもアメリカでも州によって相当違うよという話とか聞いていたんで、果たしてこれがその目的にかなったあれができるのかというのは疑問なんで、その辺もっと質のいい人材を集められるように、これは努力していただきたい。ただ来ていただいたのをそのまま使うんじゃなくて、もうちょっといろんな方法で英語力を高める方法もあるんじゃないかなと思っております。

一番大事なのはこんなことじゃなくて、私は106ページ、107ページ、林業、農林水産業についての質疑をいたします。ここがメインでございました。去年3月に、自伐的林業ということで私、一般質問に言っておりましたが、時間がなくてできなかったんですけども。106ページ、107ページでございます。林業総務費、ここに鳥獣対策隊員報酬というのがありますけれども、総務費にまず職員給与が載っていないということは、林業に関してそれほど興味がないのかなと思っておりますけれども、林業振興についてどのようなお考えを持たれているのか、担当課長、ちょっと説明していただけますか。

○議長（白岩征治君） 農政課長。

○農政課長（田部井吉行君） 4番鈴木議員のご質問にお答えをいたします。

林業総務費の職員給与が計上されていないという件でございますけれども、農政課のほうの職員の人件費については、6の1の2農業総務費のほうに一括をして計上しております。

以上です。

○議長（白岩征治君） 4番鈴木勝久君。

○4番（鈴木勝久君） 4番。それでは、中に入らせていただきます。

負担金、補助金及び交付金についてでございますが、109ページの節の真ん中辺、説明、阿武隈川流域林業活性化センター負担金、これはどういう組織で、どこに負担されて、どのような活動をしているか、ご説明ください。

○議長（白岩征治君） 農政課長。

○農政課長（田部井吉行君） お答えいたします。

ちょっと手元に資料がないものですから、お調べをさせていただきたいと思うんですけども、よろしいでしょうか。

○議長（白岩征治君） 4番鈴木勝久君。

○4番（鈴木勝久君） じゃ、その下の補助金で、緑の少年団育成会運営事業補助金、これはどのように使われているのでしょうか。

○議長（白岩征治君） 農政課長。

○農政課長（田部井吉行君） お答えいたします。

現在、西郷村のほうで米小学校、あと川谷小学校のほうに緑の少年団が組織されて活動されております。そちらに対する補助金でございます。

○議長（白岩征治君） 4番鈴木勝久君。

○4番（鈴木勝久君） 西郷村有害鳥獣被害対策費補助金100万円ございます。現況です、被害はどのようなものがあるか、また、平成29年度じゃなくて、直近までに今年有害駆除した頭数とかわかりましたら……（不規則発言あり）何で知りたいかという、その対策金補助金、これをこの値段で駆除できる状態にあるかということなんです、要は。本来ですと、これは広域にまたがって、今イノシシとか鹿、または猿なんかも出てきていますよね。大分羽太のほうでも被害に遭った話はよく聞きます。電気柵とか何か結構やっておりますけれども、それでもまだ被害が出るということなんで、この金額くらいで適当かというのが問題なんですけれども、これ、成果どのくらい上がっているかというのとか、これからどうするんだという、そういう計画がありましたら説明していただけますか。

○議長（白岩征治君） 農政課長。

○農政課長（田部井吉行君） お答えをいたします。

平成29年度の有害駆除については、正確な数字が今手元にないので正確な数字はお答えできないんですけども、平成29年度については今までの有害鳥獣駆除活動の中で頭数的には一番多かったと。イノシシで約200頭近くもう既に捕獲をしております。熊につきましては、昨年度は、平成29年度はたしか駆除件数はなかったと思います。平成28年度については4頭ほど捕獲をしたという実績がございました。以上です。

○議長（白岩征治君） 4番鈴木勝久君。

○4番（鈴木勝久君） これは西白河郡というか、広域でこの有害駆除についてのお話し合いというのはなさっているのでしょうか。

○議長（白岩征治君） 農政課長。

○農政課長（田部井吉行君） 現在、福島県の有害鳥獣、特にイノシシ、あとニホンジカの捕獲事業につきましては、議員ご指摘のとおり、イノシシ、あと鹿についても単体で村内、村域に生息しているわけでごいませんので、当然広域的な活動というか、生息をしております。

平成28年度から福島県のほうにおきまして、県の福島県猟友会のほうと指定管理契約を結んで、有害鳥獣、特にイノシシとニホンジカについては、今までは西郷村だったら西郷村の区域内で有害指定を受けた鳥獣について西郷村の捕獲隊の隊員が捕獲をするというような事業だったんですけれども、平成28年度からは県が広域的に捕獲できるようにということで、福島県猟友会と指定管理契約を結んで、どの市町村でも資格を持っていらっしゃる捕獲隊の方が、福島県の猟友会に会員となっている方については活動ができるようにということで活動しております。

西郷村につきましては、イノシシ、ニホンジカについては県のほうの指定管理の活動を補う形で有害等の指定をして、状況に応じては報奨金をお配りをして活動を支援をしているというのが現状でございます。

○議長（白岩征治君） 4番鈴木勝久君。

○4番（鈴木勝久君） 非常に農業者にとっては、この対策に頭を悩ませているところがございますので、できるだけ早急にこの被害がなくなるような方策をとっていただきたい。

それでは、委託料の福島森林再生事業費、これは8,897万5,000円でございます。この内容についてお聞かせください。

○議長（白岩征治君） 農政課長。

○農政課長（田部井吉行君） それでは、お答えをいたします。

この森林再生事業につきましては、平成25年から福島県のほうで復興の予算を使いまして、主に原発事故で間伐等保全ができなくなった森林を再生しようということで始まった事業でございます。西郷村におきましては、平成26年度から取り組んでおりまして現在に至っております。最終的には、復興予算でございますので、平成32年度まで事業計画を年度計画を持ちまして事業を実施しているところでございます。

○議長（白岩征治君） 4番鈴木勝久君。

○4番（鈴木勝久君） これの委託業者は、どちらになっておりますか。

○議長（白岩征治君） 農政課長。

○農政課長（田部井吉行君） お答えいたします。

この事業につきましては、まず前段階としまして全体計画、あと年度別の計画、あと地権者との同意取得等の業務がございます。その業務を入れて計画をつくった後に、実際に土砂流出防止の放射性物質対策、あと放射線量の調査、あとは間伐、あと更新伐等の事業を実施しております。前段の全体計画、あと計画策定、あと同意取得につきましては、こちらは西郷村のほうで指名競争入札を実施しておりまして、藤建技術

設計センターのほうが受注しております。森林整備等につきましては、西白河地方森林組合さんのほうに受注していただいて事業を実施しております。

○議長（白岩征治君） 4番鈴木勝久君。

○4番（鈴木勝久君） この藤建技術設計センターさん、これはどこに居住地というか、それと西白河地方森林組合、この振興計画で、振興計画というのは私が提唱しております、就農の道という本の中に自伐的林業というのがあります。これはほとんど副業で、稲作農家が冬はこの自伐的農業によって生計の補填をする、金額で言えば200万円から400万円くらいの収入を得て、それで稲作というか、米からの収入とこれで生計を立てるみたいな話があって、これは高知県が相当力を入れているんですね。この中には、地域おこし協力隊なんかの人たちも入れてというやつで、相当事業が拡大されていて、年間100名くらいの方がそこに勉強しながら就農の道をたどっているという、そういう事例が何件もございます。

岡山にあたり長野にあたり、そういうのがせつかくこの8,000万円、9,000万円弱の金が入ってきて、次にある森林改良工事等々もございます。ここにも1,970万円入ってきておりますね。交付税が、交付金事業費400万円、こういう等々の金がいろいろ入ってきているのにもかかわらず、地域の西郷村の方々に就農という道をなぜ提案できないのかなと思うんですけれども、この辺について課長ちょっと勉強しているか、ちょっとお聞きしたいんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（白岩征治君） 農政課長。

○農政課長（田部井吉行君） お答えをいたします。

就農事業については、申しわけございませんけれども、あまり知識を持っておりません。

○議長（白岩征治君） 4番鈴木勝久君。

○4番（鈴木勝久君） 西郷に森林、どのくらい森林面積ってあるか、これは企画財政課ですか、森林面積。（不規則発言あり）簡単だ、五十何%だものね。西郷の村有林もあるんです、実際。水道事業の話というか、審議会で問題になったのは、治水事業、ここが全然ないがしろになっているんですね。この本にはすばらしいことが書いてあるんですよ、4次計画、治山治水対策、豪雨に対応できる河川の洪水対策や急斜面の崩壊防止、軽減等災害に強い基盤整備を推進します。これは防災計画にも書かれている。読みませんが、防災計画にも書かれています。書かれていますけれども、予算に上がっていないんですよ、これ。

もっと問題なのは、近年、九州北部豪雨がございましたね。そのとき、相当な被害があったんです。上流で流木があって、中流、下流で相当な甚大な被害が上がったんですけれども。この治山治水対策、本には書いてあるんですよ、すばらしいこと、防災計画にしたり4次計画、全然村は何年たっても予算書に上がっていない、どう考えたらいいんでしょうか。

○議長（白岩征治君） 農政課長。

○農政課長（田部井吉行君） お答えいたします。

今、議員おただしの治山治水事業については、この森林再生事業の中で実施をしております。

○議長（白岩征治君） 4番鈴木勝久君。

○4番（鈴木勝久君） じゃ、具体的にどのようなところをどのようにしているんですか。

○議長（白岩征治君） 農政課長。

○農政課長（田部井吉行君） お答えいたします。

まず、この福島森林再生事業を県のほうで実施する際に、まず、対象区域のほうを設定しております。具体的には、汚染状況重点調査地域ということで西郷村全域が指定をされております。その中で、じゃ実際この森林再生事業を実施するのにどのような地域のどのような森林を対象としていくか、先ほど議員おただしのとおり西郷村の半分以上は森林でございますので、全域やっていたら何百年もかかってしまいますので、いかに効果的にこの森林再生事業を実施するかということで、村のほうで計画的に実施をしております。

その際の優先順位のつけ方として、水源涵養機能を維持するための森林というのが県のほうで指定をされておりますので、まずそういった地域、あとは山地災害防止、そこを間伐等の保全事業を実施しないと、実際水害のときに山崩れを起こしたりとか、そういった危険性があるということで、山地災害防止維持機能森林という区域分けがあります。そういったところの区域を優先的に、この森林再生事業を入れているというのが実態でございます。

○議長（白岩征治君） 4番鈴木勝久君。

○4番（鈴木勝久君） 今、具体的にどこをやっているんですかという話だったんですけども。防災計画ですけども、山崩れとしていろいろなところが記載されておりますけれども、そういうところは積極的にやらないという、それは総務課では予算にも上がっていないですね、総務課も見たんですけども、上がっていないですよ。総務課は、この防災計画をつくる時、危ない箇所は書いてあるんですよ。ですけども、治山というか防災・減災対策には、去年のも見ましたけれども書いてなかったんですよ。その辺は、総務課としては、じゃどのようにお考えかちょっと。

○議長（白岩征治君） 総務課長。

○参事兼総務課長（山崎 昇君） お答えいたします。

その防災計画、また別な小さい冊子のほうでも、西郷の土砂警戒区域とか、そういったものはございまして、その警戒区域というのは指定してあるところは、県のほうで砂防のダムのようなものをつくりまして防止するということになるんですけども、県のほうも予算がつかないということで、やってはいるんですけども、あまり進んでいないのが実態です。

それで、村のほうとしましては、その辺のPRですね、それを主に各地区で3年くらい前、広島県で土砂崩れがあったときにPRを行ったり、それから各集り、去年総合防災訓練がありましたけれども、そういった場で集まっていた方に、こうい

う場所が指定されているということで、そういう説明をして、PRのほうで防災のほうではやっておりますので、ちょっと予算的には上げてごさいませんが、そういった砂防関係のハード的なものは主に県での事業になりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（白岩征治君） 企画財政課長。

○企画財政課長（田中茂勝君） おただしの山林面積についてお答えいたします。

山林面積でござひますが、1万40ヘクタール、全体の52.28%を占めております。これが山林面積になります。

それから、村の財産ということでの山林ですが、こちらが約759万8,291平米、約760ヘクタールということになっております。

以上でござひます。

○議長（白岩征治君） 4番鈴木勝久君。

○4番（鈴木勝久君） 何を言ひたいかということなんですけれども、要は雇用の創出なんですよ。もう本当に山も宝なんです、宝の山。これ1次産業、2次産業、3次産業全て入っているんですよ、山の中には。6次化も入っています、放射能があつてどこまでできるかわかりませんけれども。ただ、そこに復興予算がばんばんついたり、今、林野庁、相当なボリュームで予算がつまっているんです。これを予算編成する前に、ちゃんと見ていただいて、林業振興に少しでも、雇用の創出が今農政課で動いています。今、地域の人たち、農業公社ですか、つくって、今、直売所つくって、農業の部分で大分雇用に入力していますけれども、それだけじゃ食ひいけないと。

ですから、もう思い切つて年収1,000万円、ここを目標に、なぜ1,000万円という、地元に残る単位つてそのくらいらしいんですよ。300万円、400万円だと上下乱高下するんですよ、農産物というのは。だから、地元に残らないで大学に行つて東京に就職しちゃう。1,000万円稼げると、地元に残つてお嫁さんつて、二、三人子どもをつくつて頑張つていけるんですよ。だから、その1,000万円を目標に、年収がそのくらいになるような企画、それは農業だけでは難しいですよ、やっぱり。ですから、この林業もしっかり勉強していただいて、こういう予算が国から出ているんです。これから環境税も導入されるでしょう。そうするとますます山に対する魅力というか、ここから上がる収入というのは出てくるはずなんです。ですから、もうちょっと真剣に農業振興、農業政策について勉強していただきたい。それをもつて、私がこの質問をしたという話なんでござひます。ですから、この次の予算編成……失礼いたしました。そういう趣旨を持って質問をさせていただきました。

言ひたくなかつたんですけれども、また、先ほど信越化学の話が出ましたから、一つ、これだけ言わせてください。信越化学、今セルロース材を200億円かけてやっているという、こういう事業があるんですよ、ナノセルロース、聞いたときあるでしょうけれども、鉄より5倍軽く、強度は……（不規則発言あり）はい、わかりました。そういうこれからの素材、これは信越化学で頑張つております。ですから、こういうほうにも力を入れていただきたいと思ひております。



一般質問になって、すみません。ですが、このようにこの予算書をつくるんでありましたら、本当に一生懸命、私たちも協力します。ですから、予算編成をするとき、もっと真剣に、村民の血税でございますので無駄は本当に省いていただきたい、それは決断、もう村長に何回も英断をしてくださいという、予算編成前のときいつも言っているんですけども、どうも1回始まると継続的にしちゃって、その効果が得られるか得られないかじゃなくて。

これをもって終わります。地方財政会計制度改革の視点、地方財政会計制度において重要視されてきたのは、予算で定められているとおりに財務会計活動が実行されたかということについての評価、実証であって、必ずしも実行された結果についての評価、実証ではなかった。ですから、この結果を出す予算編成、それに心がけて予算編成をしていただきたいと思いますと思っております。

以上でございます。

◎休憩の宣告

○議長（白岩征治君） 質疑の途中でありますが、ここで午後3時40分まで休憩いたします。

（午後3時17分）

◎再開の宣告

○議長（白岩征治君） 再開いたします。

（午後3時40分）

◎会議時間延長の議決

○議長（白岩征治君） 会議に先立ちまして、ここで議長よりお願い申し上げます。

本日の会議時間を午後7時まで延長したいと思いますのですが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 異議なしと認めます。

本日の会議時間を午後7時までといたします。よろしく願いいたします。

◎議案第18号に対する質疑（続行）、討論、採決

○議長（白岩征治君） それでは、休憩前に引き続き、議案第18号に対する質疑を続行いたします。

7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 7番。議案第18号について質疑いたします。

ページが131ページ、学校教育指導主事給料とありますけれども、これを見ますと、昨年の予算を見ますと倍に増えているんですけども、約倍ですね、昨年度は五百何万円で、今回は1,012万4,000円ということで出ていますけれども、これはどういった理由で、今回予算オーバーしているのでしょうか。

○議長（白岩征治君） 教育長、鈴木且雪君。

○教育長（鈴木且雪君） 7番藤田節夫議員の質疑にお答えいたします。

指導主事のことでございますが、今年度から生涯学習課に、社会教育主事として1名現職の先生にこちらで務めていただいております。ですので、来年度予算が初め

てではなくて、今年度の当初予算から増えていることでありまして、そのことにつきましては、もちろん議会で承認をいただいて、そういう予算を使わせていただいております。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） じゃ、平成29年度からということですけども、今回、予算のつけ方が違うのかどうかわかりませんが、私の見間違いでしたかね。いや、いいです。

一般質問でもありましたけれども、指導主事、これは教頭か校長になっていくという、ある程度、腰かけ的なと言われていて、そういった批判もありますので、そういった予算が相当数に上るわけですよ、これ。1人で約1,000万円だから、2人で約2,000万円、総額でね、手当等も含めて。（不規則発言あり）申しわけない、じゃ、すみません。

○議長（白岩征治君） 教育長、鈴木且雪君。

○教育長（鈴木且雪君） 中身ですが、これは前から学校教育課に指導主事を1名入れておまして、プラスで社会教育主事ということで、もう1名増えての2名分の予算がその予算になっておりますので、ご了承いただきたいと思います。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 2名分というのは了解していますけれども、いずれにしましても、そのぐらいの給料をもらっている先生方が、村単で、村の予算で、やっぱりこれを面倒見るとなると大変な予算なんで、教育長も現場は大変だと、先生方は仕事が増えて過労死状況だという話も一般質問の中で出ていたんで、今回の当初予算で私勘違いしましたけれども、できればそういった人を増やすんじゃなくて、現場とかそういったところに講師でも何でも入れて、先生方の仕事を少しでも和らげることができればいいのかなと思ったんで、平成29年度から予算化されているというのがちょっと間違えましたんで、申しわけありません。

今後、ついでなんで、なかなか小さい自治体ではこういった学校指導主事なんていうのは雇えないんで、だからこれ2人もと思って、じゃ、どの辺に2人も指導主事を置くところがあるのかなと思いましたが、白河市でも2名ですかね、学校指導主事はね、3名、ということなんで、できれば現場のほうに手厚くやっていただきたいなと思います。結構です。

53ページですけども、上の段のほうにありますけれども、市町村の生活交通対策事業運行費助成金と、その下にある地方バス路線維持対策事業費補助金、これ前年度に比べると大幅に予算が増えているんですけども、これ何か理由があって、これだけの予算が当初予算でこんなに増えているのか、お伺いいたします。

○議長（白岩征治君） 企画財政課長。

○企画財政課長（田中茂勝君） 7番藤田議員の質疑にお答えいたします。

市町村生活交通対策事業運行費補助金3,647万2,000円、それから地方バス路線維持対策事業費補助金160万円とございます。こちらは、上の段のものにつき

ましては、生活路線バスにつきまして経常経費から経常収益を控除した額、つまり赤字額を補填しているものでございます。ですので、この数字は今年度の実績ということで計上させていただいておりますが、赤字額が増えたということになります。あと、その下の地方バス路線維持対策事業費補助金、こちらにつきましても県のほうの補助率の変更とかそういったことがございまして、去年より増えているというところがございます。

以上です。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 了解しました。

続いて、87ページ、中ほどにあります高齢者にやさしい住まいづくり助成事業補助金、これも昨年度770万円、今年度400万円ということで、予算が大分落ちているんですけども、これ、相当利用数が多くて間に合わないというような話を聞いています。どうしてそういった状況なのに予算額を下げたのかどうか、お伺いいたします。

○議長（白岩征治君） 健康推進課長。

○健康推進課長（長谷川洋之君） 藤田議員のご質疑にお答えをいたします。

やさしい住まいづくりですけれども、今年度は400万円ということで計上させていただきました。これにつきましては、やさしい住まいづくりは介護保険事業と一般会計と2段階でやっています、実は、昨年までといいますか、平成29年度までは一般会計をメインにといいますか、そちらを主に支出をしていたところなんです、介護関係の部分につきましては介護関係のほうで計上するのが妥当であろうということで、そちらのほうに予算のほうを計上しておりますので、それで今回400万円ということで、前年度に比べると減額になっております。

議員おただしのように、やさしい住まいづくり、手すりとかスロープとか、そういう部分について補助をするという部分でございますので、今は本当に件数が増えております。ですので、この住まいづくりについては社総金、建設課のほうでやっております補助金等を使っておりますので、できる限り負担が、村の単独が出ないような形をとれるようにしながらやっていきたいということで、今回このような形で計上させていただきました。

一番の理由は、先ほど言いましたように、介護のほうに金額のほうを移しているということでございます。

以上でございます。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） じゃ、これは介護保険のほうでやっていくということで、ただ、一遍に全体を移せないんで、徐々に何年度かかかってやっていくということでよろしいですか。（不規則発言あり）いずれにしましても、じゃ、一般財源からはだんだん少なくして、介護保険のほうに回していくという形で理解してよろしいでしょうか。

○議長（白岩征治君） 健康推進課長。

○健康推進課長（長谷川洋之君） お答えをいたします。

全額をそちらのほうでというわけではございませんが、対象者のほうが、65歳以上の高齢者または40歳以上65歳未満で介護認定を受けている者であって、世帯の主たる生計維持者が所得制限限度額以下の者となっておりますので、そちらのほうの部分で移していくというような形をとっていくのがいいのかなということで、今回、予算のほうは介護のほうにも置くんだということになっております。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） これ18万円ですよ、限度額がね。18万円では本当に間に合わないというような話も聞いていますんで、これを介護のほうに移すとなると、限度額なんかも変えていくとかそういう話は、現在のままでいくということではよろしいですか。

○議長（白岩征治君） 健康推進課長。

○健康推進課長（長谷川洋之君） お答えをいたします。

議員おただしのように、20万円のうち1割が自己負担となりますので、18万円ということになります。介護を受けていらっしゃる方で、一般会計の部分とそれから介護の部分と、最大では36万円分は補助の対象に、該当すればなるということになるんですけども、議員おただしのように、実は、他の自治体では、もっと補助額が高いと。このぐらいの補助ですと、先ほど言いましたように手すりとか、例えば段差解消とか、そういう部分の一部ではないですけども、全部あたる時もありますけれども、一部ぐらいの部分があります。そのほかの話をお聞きすると、例えば浴槽とかの補助、浴槽ですとかなり金額も大きいもんですから、そういう部分についての補助もできるようなぐらいの金額の補助がどうだろうというような話も、実際には私も承知していると思いますが、現在のところはこの金額でやっていくということで、それぞれいろんなご意見をもらいながら、足りなければ検討するというような形になっていくのかなと、今のところはそういうふう考えております。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） ますます高齢化社会を迎える中で、これはこういう補助があることによって、本当に住みやすい村になっていくのかなと思いますんで、補助の幅をもう少し広げていただいて、検討していただいて、みんなが使えるようなそういった助成金にしていきたいなと思いますので、よろしくをお願いします。

以上です。

次に、皆さんからもう出ていると思いますが、中学生の海外派遣、これについて、私も一言質疑したいと思いますが、先ほど来、教育長の話をお聞いていると、何というかな、特定の子どもたちだけじゃないんだということですけども、今は、だからご存じのように、子どもの6人に1人は貧困の家庭だと、生まれているということなんで、そういったことでは本当に格差が起きるのかなと私は思います、こういった事業をやることによってね。

先ほど、教育長が要保護・準要保護の制度にも何らかの救済があると言いましたけ

れども、それは教育長のまやかしであって、実際には、そういった子どもたちは行きたくてもやっぱり行けないのが現実です。要保護・準要保護を受けている人は本当に厳しい。そういった子どもたちじゃない人でも、生活で精いっぱいなんですよね。本当に裕福な家庭というのは何割ぐらいかと私は思うんですよね。そういった子どもしか行けないと。

結局は、何年か前に中国に、定数20名とか25名に外れた子どもがいて、その子どもは友達と一緒に行く予定だったんですけれども、抽せんというの聞いていますけれども、抽せんその子が外れたと。帰ってきたら、全然話もしないというか、友達がいなくなったというようなことも聞いていますんで、こういったことをやるのであれば、本当に先ほども後藤議員も言いましたけれども、やっぱりみんなに行き渡るような、そういった補助の仕方、入学時には相当お金がかかるんですよね。そういった意味では、ジャージとかを全部に出してあげるとか、少しでも家族の負担をなくすような、そういった政策をとっていただきたいと思うんですけれども、今回はこういったことであれですけれども、今後やっぱりいく中で、大変私はこれは危惧している部分かなと思うんで、教育長に、一言あればお伺いします。

○議長（白岩征治君） 教育長、鈴木且雪君。

○教育長（鈴木且雪君） お答えいたします。

皆さんからそういうご意見をいただいているところですが、やはり狙いとして持っているものが異文化体験、そういうことでの人材育成という趣旨に基づいた事業として、今回予算を上げさせていただいたものですから、そのほかのもちろん子育て支援だったり、貧困対策についての対応についても、当然これは対応していかなくちゃならないものがたくさん出てくるものと思いますので、そういうものももちろん教育委員会として対応について検討しながら進めてまいりますので、この事業に関しては、狙いをそういうところに定めておるということをご理解いただければありがたいと思います。

○議長（白岩征治君） 7番藤田節夫君。

○7番（藤田節夫君） 狙いね、だから、先ほども言ったけれども、裕福な家庭と言っちゃ語弊があるかもわからないですけれども、そういった子どもたちは、ある程度、親とも、卒業してからでも、結構行けると思うんですよ、どこへでも。だから、そういった特定の人には、やっぱりこういった村の税金を使ってほしくないなと私は思うんですけれども、教育長にこれ以上聞いてもあれなんで、私の質疑はこれで終わります。以上です。

○議長（白岩征治君） ほかに質疑ございませんか。

14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） 14番。議案第18号について質疑いたします。

ページ数ですけれども、103ページ、まるごと西郷館でお聞きしたいと思います。

先ほどの議案で指定管理者が決まりまして、今回、西郷館は指定業者が決まって、予算として、委託料として757万5,000ということで計上されていますが、

757万5,000円までの指定管理委託料というのは、どういう観点のもとにこうなっているのか、最初にお伺いしたいと思います。

○議長（白岩征治君） 農政課長。

○農政課長（田部井吉行君） 大石議員のご質疑にお答えをさせていただきます。

今回、まるごと西郷館指定管理、先ほどご承認いただいたんですけれども、公募をする際に、今回、まるごと西郷館（農産物直売所）を西郷村として指定管理を公募するのは初めてだったものですから、コンサルを委託しております。そのコンサル業務の中で、年間のまるごと西郷館の利用客の方の見込み、あとお客様1人当たりの販売単価等を試算していただいております。そこから年間維持する経費、電気料等のランニングコスト、あと販売員の方等の人件費等を差し引いて、算出をさせていただいたのが今回予算に計上させていただいております757万5,000円でございます。

○議長（白岩征治君） 14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） 質疑を続けますけれども、まず最初に、公募をしたと課長は言いましたけれども、公募はしたと。

○議長（白岩征治君） 農政課長。

○農政課長（田部井吉行君） 1月4日付で公募をさせていただいております。

○議長（白岩征治君） 14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） 公募をして、相手方は2社以上あったんですか。

○議長（白岩征治君） 農政課長。

○農政課長（田部井吉行君） 説明会、公募した後にホームページ等のほうに掲載をしておりますので、説明会のほうには2社お越しいただいております。最終的に、1月末に公募の申請書の締め切りをしたんですけれども、そのとき応募されたのは1社だけでございます。

○議長（白岩征治君） 14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） 指定管理者が決まっているので、その件については了解いたしました。

さらに、法人なんですけれども、法人として、定款というものは村のほうに提出されているんですか。

○議長（白岩征治君） 農政課長。

○農政課長（田部井吉行君） お答えします。

昨年の10月31日付で一般財団法人西郷村農業公社が法人登記をされております。定款についてももちろん作成をして、農政課のほうにはあります。

○議長（白岩征治君） 14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） もちろん定款には、農作物の販売等だと思うんですが、今回、予算でWCS等の補助関係が出ていないと思うんですよ。それで、私の見落ちかもしれませんが、その予算もそちらのほうで、これから仕事として進めていくのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（白岩征治君） 農政課長。

○農政課長（田部井吉行君） お答えをいたします。

農業公社のほうは、10月30日付で設立をしまして、その中で、村内で行われている飼料作物の流通販売と直売所を中心とした農産物の販売・振興、あと担い手育成支援センター、こちらは今年の4月1日付で設立をしようということで、今準備をしているんですけども、その3つを柱として事業を展開していくということで予定をしておるんですけども、稲WCS関係の予算ですと、105ページのちょうど真ん中ぐらいに、負担金、補助及び交付金の中の下から2番目ですね、西郷村耕畜連携推進協議会補助金60万円という予算があります。これが飼料作物の事業展開に対する支出になってございます。

○議長（白岩征治君） 14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） 定款の中で、仕事が3つの配分で分かれているということですね。そんな中で、指定管理料が750万何がしだということで、この西郷館で仕事をする方々は、どのぐらいの方が見込まれておりますか。また、指定管理のほうでは何名くらいの方を見込んでの委託料になるんですかね。

○議長（白岩征治君） 農政課長。

○農政課長（田部井吉行君） お答えいたします。

一般財団法人西郷村農業公社のほうでは、今のところ、4月1日の本格稼働に向けて、職員4名から5名体制で考えております。まるごと西郷館のほうについては、そのほかに臨時職員の方で販売員を延べ8名ほど雇用させていただいて、運営をしたいというふうに思っております。8名というのは延べ人数になりますので、実際には、私どもの計画ですと、直売所のほうで、平日で店長を入れて3名体制、土日で4名から5名ぐらいで試算をしております。

○議長（白岩征治君） 14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） かなりの人数が今、課長のほうから話がありました。それで七百五十何万で補えるわけなんですか、指定管理料として。

○議長（白岩征治君） 農政課長。

○農政課長（田部井吉行君） お答えいたします。

農産物販売につきましては、村内の方、あと村外の方で、手数料に若干差はつけているんですけども、（不規則発言あり）はい、10%から15%ぐらいの手数料収入を考えております。そのほかに、まるごと西郷館自体が289号線の大変立地条件のいいところに位置しておりますので、会津のほうからの観光客を取り入れて売り上げを伸ばすと、農産物以外にも、例えば福島県の地酒ですとか県南地域の特産品とか、そういうのを販売して収入を上げていくと、その手数料なり販売収入で何とか経営を円滑にいけるようにということで計画をしております。

○議長（白岩征治君） 14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） 課長の答弁からいくと、出店者が大変大事な従業員の給料にも差し支えあるという中で、そういうふうにも感じ取れましたが、現時点で出店者数はどのぐらいになっておりますか。

○議長（白岩征治君） 農政課長。

○農政課長（田部井吉行君） お答えいたします。

現時点で、ニシゴーンのやおやさん直売所友の会という会員の組織を今組織しておるところでございますけれども、約100名ぐらいの会員がいらっしゃいます。

○議長（白岩征治君） 14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） 100名の会員で、これだけの人数は、ちょっと10%の参加料ですか、出店料というか預かったとして、大変じゃないですか、100名では、どうなんですかね、課長ね。

○議長（白岩征治君） 農政課長。

○農政課長（田部井吉行君） 正直、試算をしますと、やっぱり100名では足りないというふうに思っております。近隣でいきますと、り菜あんさんですと、登録だけしている方も多いうふうには聞きますけれども、約700名ぐらいの会員がいらっしゃるというふうにお聞きしておりますので、現在の100名をもっと増やせるように、今後も努力していきたいというふうに思っております。

○議長（白岩征治君） 14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） めでたい門出に、これ以上、苦言的なものはしたくありません。ぜひとも参加していただける方々を募っていただいて、目的達成のために、「まずはやってみよう」から始めていただきたいと、そのように申し上げたいと思います。

次に、同じ農政課になってしまうんですが、測量設計業務委託料なんですが、農村地域防災・減災事業費ということで720万円計上になってはいますが、これは何を委託するのか、ちょっとお教えてください。ページを言わなかった。107ページです。

○議長（白岩征治君） 農政課長。

○農政課長（田部井吉行君） お答えいたします。

この事業につきましては、長坂地区の阿武隈川にかかる長坂堰の改修の設計を計上しております。

○議長（白岩征治君） 14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） 課長、こういうふうなものを予算化する場合には、課で予算に当たってのヒアリングはしておりますか。

○議長（白岩征治君） 農政課長。

○農政課長（田部井吉行君） お答えいたします。

もちろん、内部で係と補佐、あと私で協議をしております。

○議長（白岩征治君） 14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） 課長、ヒアリングをして、以前に水路の測量設計委託料500万円近くを出して、1年間ぶん投げているんですよね。そういう中で、農政課がこういうやつを出してきて、私は信じられないんですが、課長、前に上がっているんですが、覚えはありますか。

○議長（白岩征治君） 農政課長。

○農政課長（田部井吉行君） お答えいたします。



承知しております。

○議長（白岩征治君） 14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） 測量設計を依頼して、そして測量設計ができ上って、次の年度になったらやりませんと、そういうことは決してあってはいけないと思うんですが、課長、どうですか。

○議長（白岩征治君） 農政課長。

○農政課長（田部井吉行君） お答えいたします。

測量設計等につきましては、当然、工事を実施することを前提として発注しておりますので、ご指摘のとおりというふうに思います。

○議長（白岩征治君） 14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） ご指摘のとおりを何でやらないんですか、課長は。

○議長（白岩征治君） 農政課長。

○農政課長（田部井吉行君） まず、今回上げました720万円の長坂堰の改修の測量設計につきましては、こちらのほうは、ちょっと長い名前なんですけれども、国庫事業を使って、最終的には県営事業で実施する予定でございます。その前段として、村のほうで、長坂堰をどのように改修をしたほうがいいのかと、そういうことで、今回発注をさせていただいております。

議員ご指摘のとおり、村で測量設計をして、いまだ工事のほうに着手できない事業についてもあるというふうに承知しております。その部分については、村の単独事業になるものですから、農政課としては年次計画をもって実施できるように努力をしているということでございます。

○議長（白岩征治君） 14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） これ以上は水かけの質疑になってしまいますから、私はこの辺で身を引きますが、責任を持って、例えば測量設計が50万円だろうが、20万円だろうが、この場所はやろうという段階で予算を計上して、議員に賛同を得て、次の年には、現場に行ってやりませんよというような、課の課長がかわったら気持ちが変わっちゃうような、そういうことは絶対やってはいけないと思うんですよ、私。職員には事務の継続性というものがあるって、そのために引き継ぎをしっかりとやっているわけですね。まして、前の課長はいまだに農政課にいるんですよ。

ぜひとも相談しながら進めてほしいと思うと同時に、予算を計上した以上はやっぱり責任を持っていただきたい。と言って、質疑を終わります。

以上です。

○議長（白岩征治君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第18号「平成30年度西郷村一般会計予算」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手多数)

○議長（白岩征治君） 挙手多数であります。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

◎議案第19号～議案第24号に対する一括質疑、討論、採決

○議長（白岩征治君） 続いて、日程第19、議案第19号から日程第24、議案第24号までの6件について一括して議題といたします。

一括して質疑に入ります。

質疑を許します。

11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 11番。議案第23号について質疑をしたいと思います。

議案第23号 平成30年度西郷村介護保険事業特別会計予算についてでありますけれども、この全体的な予算の中で、国の国庫負担金というものがあるというふうにご理解をしております。この内容について変更があったということをご予算説明会の中で伺いました。国費の定率分と調整交付金分について、どのような割合になったのか、もう一度お示しください。

○議長（白岩征治君） 健康推進課長。

○健康推進課長（長谷川洋之君） 11番上田議員のご質疑にお答えをいたします。

調整交付金の率について、予算説明のときに係長のほうから2.89%ということでご述べさせていただきました。

2.89%というのは、実は、調整交付金は5%というのが基本でございますが、2.89%というのは、実は議員、大変申しわけなんですけれども、今度の第7期の介護保険事業の計画を立てるときの平成30年の率が2.89%ということで、うちの課のほうからはそういう答えをさせていただきました。本来であれば5%で計算するところなんですけれども、今後の状況等を見て、そこは見える化システムというのを使っているんですけれども、今回は、平成30年度が2.89%、それから31年度が2.50%、32年度も2.50%という形で、調整交付金については出させていただきましたところなんです。

実は、介護給付の調整交付金の率でございますけれども、平成28年度は、西郷村は4.2341114%というふうにごなっていますが、なっております。ちなみに、平成27年度は4.6219963、そして26年度は5.1413387の各それぞれのパーセンテージの率となっております。

調整交付金につきましては、予算説明のときにもご説明申し上げましたけれども、国庫負担金の25%のうちの5%を用いて、市町村間の後期高齢者比率が高いことによる給付増と被保険者の所得水準が低いことによる収入減を財政調整して、これにより市町村の責によらない市町村間の財政力の差を解消するんだということで、調整交

付金が設けられているということでございます。

例えば、後期高齢者が多くて、低所得の高齢者が多い場合などは、調整交付金が先ほどの5%よりも上積みになりまして、6%、7%、多いところでは例えば10%とか、そういうパーセントになります。例えば、西郷村もそうですけれども、後期高齢者が少なく、低所得者の高齢者が少ないなどの理由によると、2%とか3%とかになります。

議員おただしの現行の交付基準を見直して、平成30年度以降、特に年齢が高い高齢者の分布をきめ細かく反映させるため、交付基準の年齢区分を細分化しますということで、激変緩和措置として、第7期計画期間においては2区分と3区分、従来2区分あったんですが、65歳から74歳、それから75歳以上の2つの区分を見直しまして、65歳から74歳と75歳から84歳、それから85歳以上の組み合わせにするということで、交付基準が見直されるということになりました。

結局、国費が25%のうちの5%を使ってしまうので、負担調整の1号保険料が、今回の説明で申し上げました2.89%ですと、1号の保険料分がそちらのほうの分を補っているような形にはなってしまう、そういう部分がちょっと村としても危惧するところです。実際には、本来であれば、25%いただいたほかに調整交付金というのがあって、それで市町村間の格差がなくなると思いますか、そういう部分があれば、非常に保険料的にもいいのかなと思います。その部分がないものですから、現行ですとそのような形でやっていくという形になっておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 11番。いろいろ今ご説明をいただいたんですけども、非常に複雑で、難しくなっているなというのは理解いたします。

そこで、ただいま課長のほうからも答弁いただいたんですけども、いわゆる前期と後期高齢者の構成率ですよね、この比率、あとは、高齢者の所得水準などで調整交付金が調整されてくると。ということは、例えば全国平均から見ると、西郷というののどの位置にいるかというような計算はされていますか。もしされてあれば伺いたいと思います。

○議長（白岩征治君） 健康推進課長。

○健康推進課長（長谷川洋之君） お答えをいたします。

どの位置にあるかということろまでは、ちょっと把握いたしておりません。申しわけございません。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 11番。計算されていないということだったんで、そうしますと、調整交付金が減らされた分は、1号被保険者のほうで負担するようになりますよね。多く負担しなきゃならないわけですよね、現状ではね。幾ら負担するかという部分も、じゃ計算はされていないですか、伺います。

○議長（白岩征治君） 健康推進課長。

○健康推進課長（長谷川洋之君） お答えをいたします。

調整交付金につきましては、平成29年度につきましても、これから数字的なものが国のほうから示されて、計算するということをございますので、平成30年度につきましても、今回の予算の計上につきましては、どれぐらいの額になるかということについては計算はいたしておりません。これから平成29年度の数値が出まして、その数値を合わせて計算する30年度については、来年の3月以降になるかなと思っております。議員おただしの分について計算しているかということは、ちょっと計算はしていませんということですのでよろしいでしょうか。

以上でございます。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 負担額を計算されていないということなんですけれども、今回、先ほど言いましたように、非常に複雑になりましたよね。課長の答弁の中にもあったように、前期高齢者の65歳以上74歳までと、あと75歳から、2段階目としまして84歳まで、あと85歳以上と、3分割にしている。

今回、国がやっていることを調べてみますと、激変緩和措置とか何かいろいろんことをやっていますよね。この2段階目と3段階目の人たち、いわゆる75歳から84歳、85歳以上の方たちを2分の1で計算しろとか、いろいろ指示が来ていますよね。あとは所得率ですか、これに関しては前年のまま踏襲してよいと、何か身勝手な話だなというふうに思うんですけれども。

そこで、ちょっと伺っていききたいと思うんですけれども、平成30年から第7期の介護保険事業計画で激変緩和措置がかけられていると、今言ったように、2段階目、3段階目の人は2分の1に計算しなさいよと、あとは所得の部分でも、所得水準も現行のままでいいですよというふうに国から来ていますよね。確認したほうがいいかな。大丈夫だね、来ているね。

これが、例えば、じゃ、次の第8期に入ったときには、この両方が外される可能性がありますよね。いわゆる2分の1の計算が今度は全額計算、所得水準もなくなるというふうに考えるわけなんですけれども、これに伴って、例えば、じゃ、どの程度に保険料にはね上がってくるのか、どのような計算になりますか、伺います。

○議長（白岩征治君） 健康推進課長。

○健康推進課長（長谷川洋之君） お答えをいたします。

激変緩和措置が外れる、それから所得水準に現行の調整方法を維持しないで、そこも外してしまう部分について、具体的には、この中身を私どもが考慮して計算しているかといいますと、実は、先ほども申し上げましたけれども、現在、見える化システムといいまして、全国の自治体の類似団体とか、そのほか介護保険を実施している団体を参考にしながら、それで今回の第7期計画を立てておりまして、その中に、ちょっと細かいところまで私も把握はしていないんですが、実際におおよその計算をして、次の第8期、それから第9期である平成37年度までの分の保険料については、現段

階ですけれども計算を出しております。

先ほど言われました部分について、じゃ、そのうちのどれなんだと言われると、ちょっと計算のほうはしていないといいますか、どれぐらいの金額なんだというのは、把握はしておりません。

ちなみに、第8期がちょっと手元に見つからないんですが、平成37年の第9期につきましては、一般質問でも申し上げたかと思うんですが、現在の段階では、7,000円を超える金額で予想されているということでございます。

上田議員、すみません、先ほどのパーセントなんですけれども、2.89の後、平成31年度は、失礼しました、2.62（不規則発言あり）はい、32年度は1.87ということで、システム上は、計算の中ではそういう数字を使うような形になっておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 11番。今いろいろお答えいただいたんですけども、ただ、一つ残念だと思うのは、見える化システム、これ、国から来たシステムを使って計算しろということだよ。

国から来た文書というのは、多分これだと思うんだけど、「介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（平成29年政令第285号）」、これ2017年の11月22日に都道府県知事に行っている文書だよ。これを受けて、村に来ているわけでしょう、違いますか。ちょっと確認します。

○議長（白岩征治君） 健康推進課長。

○健康推進課長（長谷川洋之君） お答えいたします。

すみません、ちょっと手元にないもんですから、申しわけございません。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 11番。同じ資料だと思います。私もこれ、取り寄せしたのをいろいろ見ていて、課長の答弁ともぴったり合っているんで、間違いのない文書を見ているんだろうなと思いますんで、お話ししていきたいと思うんですけども、これに従う必要があるんですか。

そもそも介護保険事業というのは、これは法定事務なのか、自治事務なのか、どちらなんですか。私は自治事務だと思ってやっていますけれども、いかがですか、伺います。

○議長（白岩征治君） 健康推進課長。

○健康推進課長（長谷川洋之君） お答えいたします。

私も議員と同じ考えでございます。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 11番。自治事務だということであれば、村独自で動いていてもいいんじゃないかと思えますよ。

地方自治法をいろいろ調べてみますと、地方自治法の第245条の3かな、これに「関与の基本原則」とかいろいろ出てきます。時々、「技術的助言」ということでい

ろいろお話しさせてもらっていますけれども、地方自治法の第245条の4というところがございます。ここが技術的助言の部分だと思うんですけども、まずはじめに申し上げます。これは省令ですね。厚生労働省から発せられた命令ですよ。これに本当に従う必要があるのかと私は思っているんです。

例えば、これが政令だったら、内閣が発する命令あるいは文書であれば、政令であれば従わなきゃならない。法律が改正されれば、それに従わなきゃいけない。これはいくら嫌だといっても、それは従わなきゃいけないわけですよ、日本国民であれば。ところが、これは省令です。しつこいようですけども、厚生労働省から出た、厚生労働大臣が省令として出してきた文書なんです。これに本当に従う必要があるのかというところの問題だと思うんですよ。

先ほど言いました第245条の4、「普通地方公共団体に対し、普通公共団体の事務の運営その他事項について適切と認める技術的な助言若しくは勧告をし」ということになっているんですね。技術的助言なんで、私は従う必要ないんじゃないかと思うんですよ。ですから、その見える化システムを使うこと自体どうなんだと思うんです。保険者として、きちんと被保険者に対して責任ある答弁をするのであれば、きちんとこれは計算すべきではないかなというふうに思います。従うか従わないかについて、課長の判断を伺います。いかがですか、厳しいでしょうけれども。

○議長（白岩征治君） 健康推進課長。

○健康推進課長（長谷川洋之君） お答えをいたします。

私どもも、この介護保険事業計画を立てて、ある程度は見える化システムの数字とかそういう部分については活用し、また、村のほうで把握した数字がありますので、その部分についてはそこに組み入れる形で、こういうふうに、例えば国のほうでは伸び率はこんなふうに見ているけれども、村のほうでは少し鈍いんじゃないかとか、あとサービスの量はこれくらいいいということではないかとかいう部分については、その数字を生かしてやるということを心がけておりますので、見える化システムのいい部分についてはそれを取り入れるような形で、あとは村としても数字として把握している部分については、その部分を入れていくような、言葉はちょっと悪いのかもしれないですが、いいところ取りといいますか、そのような形では進めていきたいと考えております。

議員おただしの、従うか従わないかというのは、ちょっと今の段階では、私のほうで回答はそのままざりとはちょっといかないので、ご了承願いたいと思います。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 11番。ただいまのを答えろといっても、これは無理です。答えようがないと思います。

これね、さらに申し上げたいと思うんですけども、いわゆるこの一部改正ね、この内容を見てみますと、先ほど言いましたように、65歳から74歳、75歳から84歳、そして85歳以上、年齢で区別していますよね。あとは所得水準という話も出てきていますよね。これは私、以前にも言いましたけれども、日本国憲法に反する

んじゃないかと思っています。

多分、記憶が間違っていなければ、日本国憲法の第14条だったと思うんですけども、「国民は全て平等」という話がありましたよね。これは、性別、年齢、門地、さまざまなものの関与を受けないということになっていますよね。こういうふうを考えていったときに、じゃ、保険者として本当にどうあるべきなのか、このことを強く認識していただいて、この介護保険事業を進めていっていただきたいなというふうに思って、質疑を終わります。

以上です。

◎発言の訂正

○議長（白岩征治君） 先ほどの7番藤田議員の質疑に対して訂正をさせていただきたいという健康推進課長からの申し出がありますので、訂正をよろしくお願いします。

健康推進課長。

○健康推進課長（長谷川洋之君） 先ほど、7番藤田議員の質疑に対する答弁で、高齢者にやさしい住まいづくり助成事業の補助金の18万円という部分で、最大36万円と申し上げたところですが、要綱のほうも若干改正になっているものですから、その部分ちょっと確認がとれませんので、後ほど、正しい、36万円か18万円かという部分についてお知らせするというごことをお願いしたいと思っております。

どうも申しわけございません。よろしく申し上げます。

◎休憩の宣告

○議長（白岩征治君） 質疑の途中でありますが、ここで午後5時まで休憩いたします。  
(午後4時41分)

◎再開の宣告

○議長（白岩征治君） 再開いたします。  
(午後5時00分)

◎議案第19号～議案第24号に対する一括質疑（続行）、討論、採決

○議長（白岩征治君） 休憩前に引き続き、議案第19号から議案第24号に対する質疑を続行いたします。

質疑ございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長（白岩征治君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。  
討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長（白岩征治君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。  
これより本6議案を一括して採決を行います。

議案第19号から議案第24号までの本6議案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手多数)

○議長（白岩征治君） 挙手多数であります。

よって、議案第19号から議案第24号は原案のとおり可決されました。

◎議案第25号に対する質疑、討論、採決

○議長（白岩征治君） 続いて、日程第25、議案第25号に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第25号「平成30年度西郷村水道事業会計予算」、本案に対する賛成議員の  
挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（白岩征治君） 挙手全員であります。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

◎議案第26号に対する質疑、討論、採決

○議長（白岩征治君） 続いて、日程第26、議案第26号に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第26号「平成30年度西郷村工業用水道事業会計予算」、本案に対する賛成  
議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（白岩征治君） 挙手全員であります。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

◎議案第27号に対する質疑、討論、採決

○議長（白岩征治君） 続いて、日程第27、議案第27号に対する質疑を許します。

4番鈴木勝久君

○4番（鈴木勝久君） 4番鈴木勝久です。

議案第27号 平成29年度西郷村一般会計補正予算について質疑いたします。

皆様もこの補正予算を見て、大分三角（マイナス）の部分が多いということは気づく  
と思います。特に国庫支出金、県支出金、ここが顕著に赤字というか、やっていな  
い部分でございますけれども。

まずは39ページ、賦課徴収費の節、償還金利子及び割引料についてでございます。

ここに村税過誤納還付金10万円とあります。これについて説明願います。

○議長（白岩征治君） 税務課長。



○税務課長（伊藤秀雄君） 4番鈴木議員の質疑にお答えします。

村税過誤納還付金につきましては、村税について、例えば税額の変更になって、既に納付していただいた過年度分についての還付金でございます。それで今回、予算的に不足している部分がございますので、増額補正とさせていただいたものでございます。（不規則発言あり）すみません、平成28年度以前というものについての還付金でございます。平成29年度であれば、年度内での処理を、歳入の還付をしますので、歳出還付といいますが、過年度分、平成28年度以前のさかのぼって税額変更になったものについての還付金でございます。

○議長（白岩征治君） 4番鈴木勝久君

○4番（鈴木勝久君） 了解しました。何か村民から余計なお金を、昔一回新聞に出ましたよね、余計なお金を取ったものの還付かなと思って、質問してみました。

以上、大丈夫です。

あと、ページ数は43ページの、これは社会福祉総務費の中に、真ん中から下、節でいいますと扶助費なんですけれども、日中一時支援事業費とありますけれども、これはどういう性格のお金なんでしょうか。

○議長（白岩征治君） 福祉課長。

○福祉課長（真船 貞君） 質疑にお答えします。

こちらは障がい者のためのサービス事業等の中の一つのメニューでございまして、日中、在宅でいらっしゃる方のところにヘルパー等が行って支援をすると、そういった内容の事業でございます。

○議長（白岩征治君） 4番鈴木勝久君

○4番（鈴木勝久君） 勘違いしておりました。

その下になりますけれども、償還金、利子及び割引料で、これも過年度国庫支出金精算返還金とあります。これは支出でプラスになっていますから、国庫に返納するお金なんでしょうか。これは何で680万円いただいて返納するのか、ここを説明いただけます。

○議長（白岩征治君） 福祉課長。

○福祉課長（真船 貞君） お答えします。

ただいま申し上げましたとおり、障がい者の自立支援事業、補助事業の中で、前年度に概算でいただいて、最終的に精算した場合に返納金が出た場合に、翌年度に国庫の過年度支出金精算という形で国に返納する、そういったお金でございます。

○議長（白岩征治君） 4番鈴木勝久君

○4番（鈴木勝久君） 続きまして、ナンバー4の資料の6ページ、繰越明許費でございますけれども、まず、どういう場合に、繰越明許費という項目に上がるのか、その辺を説明していただいて、その中で問題なのは、款の6の農林水産業費、項の2番林業費、福島森林再生事業8,897万5,000円、これありますけれども、これの説明を願います。

○議長（白岩征治君） 農政課長。

○農政課長（田部井吉行君） 4番鈴木議員のご質問にお答えをいたします。

福島森林再生事業は、先ほどご質問あったとおり、原発事故等以降、間伐等の森林保全ができなくなった森林の再生を目指すということで、国の復興予算を使いまして、平成26年度から西郷村のほうで実施している事業でございます。

今回の繰り越しの理由でございますけれども、国庫事業でございますので、国にまず計画を提出します、単年度で、その年度のはじめに。その後に国から承認をもらいまして、正式に補助金の申請を上げて、決定をいただいた後に事業を実施するという流れになっております。

これにつきましては、最終的に交付決定が夏にかかってしまいまして、発注が9月とか10月とか秋口になってしまいます。西郷村の場合は、どうしても地形的に12月から2月ぐらいまで作業ができませんので、年度内にどうしても事業を実施して仕上げようということになると、安全上の問題が発生してしまいますので、繰り越しをした上で、工期を延長して実施をするということで、今回も補正予算のほうに森林再生事業の事業費の全額を繰り越しを計上させていただいて、承認をいただこうということで計上させていただいております。

○議長（白岩征治君） 4番鈴木勝久君

○4番（鈴木勝久君） 4番。これは、大体流れでわかりました。

ただ、これはそのほかに、理由としては人が足りないとか、予算計上していただいても、ここは今、西白河森林組合でやっている仕事ですけれども、そちらのほうの都合でということではないんですか。

○議長（白岩征治君） 農政課長。

○農政課長（田部井吉行君） お答えいたします。

国の補助事業の制度上、例えば4月とか5月に、村のほうとして入札をして発注が可能であれば、年度内の施行完了というのも可能だというふうに思いますので、一番の理由としては、やはり国庫補助の制度上の問題だろうというふうに認識をしております。

○議長（白岩征治君） 4番鈴木勝久君

○4番（鈴木勝久君） これは前年度もいただいている補助事業というか、お金ですよ。それを計画的に回すという方法は考えられるような気がするんですけども、そのような努力はなさならなかったのかという質問ですけども。

○議長（白岩征治君） 農政課長。

○農政課長（田部井吉行君） お答えいたします。

例えば、本事業が国の国庫債務負担行為に係るような事業であれば、2か年以上にわたって計画的に実施をするというのが可能だとは思いますが、本事業については、あくまで復興庁のほうの考え方が単年度ということでございますので、このような形になってしまっているということをご了解いただければと思います。

○議長（白岩征治君） 4番鈴木勝久君

○4番（鈴木勝久君） わかりました。

一般会計でも言われているように、この事業で、ぜひとも村に林業の担い手をつくって、そこでの雇用につなげるように努力をしていただきたいと思います。

これは前に戻りますけれども、この補正予算、大変赤が多いです。一番多いのは、5億円かかっている放射能対策だと思うんですけども、このように8億円という、大体1割近い補正の修正、それもマイナス修正がございますので、この辺は気を引き締めて、我々が3月にこれを承認したわけですから、本当に予算編成のときにはもうちょっと真剣みを出していただいて、全体的に少なくなるということは、村民に対するサービスがおろそかになったという証拠でもあるんですね。

ですから、この辺の補正を出すとき、これからも慎重に気をつけて、もっと慎重に予算執行、村長にも責任があると思うんですけども、執行最高責任者でございますから、気を引き締めて、予算を有効に村民のサービスのために使っていただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（白岩征治君） 4番鈴木勝久君の質疑が終わりました。

ほかに質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第27号「平成29年度西郷村一般会計補正予算（第6号）」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（白岩征治君） 挙手全員であります。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

◎議案第28号～議案第33号に対する一括質疑、討論、採決

○議長（白岩征治君） 続いて、日程第28、議案第28号から日程第33、議案第33号までの6件について一括して議題といたします。

一括して質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

次に、一括して討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより本6議案を一括して採決を行います。

議案第28号から議案第33号まで、本6議案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(白岩征治君) 挙手全員であります。

よって、議案第28号から議案第33号は原案のとおり可決されました。

◎議案第34号に対する質疑、討論、採決

○議長(白岩征治君) 続いて、日程第34、議案第34号に対する質疑を許します。

(「なし」という声あり)

○議長(白岩征治君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(白岩征治君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第34号「平成29年度西郷村水道事業会計補正予算(第2号)」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(白岩征治君) 挙手全員であります。

よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

◎議案第35号に対する質疑、討論、採決

○議長(白岩征治君) 続いて、日程第35、議案第35号に対する質疑を許します。

(「なし」という声あり)

○議長(白岩征治君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(白岩征治君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第35号「平成29年度西郷村工業用水道事業会計補正予算(第2号)」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(白岩征治君) 挙手全員であります。

よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

◎西郷村福祉の推進に関する特別委員会の中間報告の件

○議長(白岩征治君) 続いて、日程第36、西郷村福祉の推進に関する特別委員会の中間報告の件を議題といたします。

西郷村福祉の推進に関する特別委員会の中間報告を求めます。

西郷村福祉の推進に関する特別委員会委員長、秋山和男君。

○西郷村福祉の推進に関する特別委員会委員長(秋山和男君) 9番秋山和男です。

西郷村福祉の推進に関する特別委員会の中間報告をいたします。

本特別委員会の閉会中の活動としては、去る1月22日開催の第18回特別委員会において、佐藤富男議員より出された委員長の辞任が許可されたことに伴い、互選を

行った結果、私、秋山和男が後任の委員長に、また副委員長には鈴木勝久委員が選出されました。

また、委員会終了後に、四役会議を行い検討した結果、平成30年2月16日、第19回特別委員会を開催し、新委員長・新副委員長のもと、今後の委員会の運営方針、補欠選挙当選者に対する概要説明等の対応について協議いたしました。

以上、中間報告を終わります。

○議長（白岩征治君） 西郷村福祉の推進に関する特別委員会の中間報告が終わりました。

◎議会運営委員会の報告、質疑、討論、採決

○議長（白岩征治君） 続いて、日程第37、地方自治法第98条第1項に関して、議会運営委員会の報告の件を議題といたします。

議会運営委員会委員長の報告を求めます。

議会運営委員会委員長、上田秀人君。

○議会運営委員会委員長（上田秀人君） 11番。議会運営委員長よりご報告申し上げます。

本委員に付託されました事務検査事件について、検査の結果について会議規則第77条の規定により報告をいたします。

皆さんのお手元の資料をめくっていただいて、1ページ、設置の経緯等が記載されております。

めくっていただいて、2ページには、事務検査の概要として記載があります。

3ページ目には、事務検査の事項が記載されております。

4ページに、委員会開催の状況ということで、10回ほど委員会を開催しております。

5ページ、経過及び内容ということで、記載がされております。

6ページ、事務検査の結果及び意見等ということでございます。

検査要点の1といたしまして、物品処分及び譲与申請書等の内容に係る記載事項の相違についてということで事務検査を行っております。

続きまして、検査要点の2番目といたしまして、提出書類の訂正について検査を行っております。

続いて、検査要点3、当該組合の規約における住所と村と締結を結んだ契約書等の住所の相違について検査を行いました。

検査結果について申し上げます。

事務検査の経過は前述のとおりであります。

その結果といたしまして、「追原そば生産組合」については人格なき社団としての地位ある任意団体として、理由はあるにせよ、当該組合の規約に基づき、目的達成のため、当組合の組織運営に努めていただきたい。これを踏まえ、村として、当該組合がさらなる地域貢献に努められる組織運営が図られるよう、指導・管理に努めるべきである。

また、村における物品の処分等に関する事務手続に関しては、処分等に関する法令

等の規則に基づき、事務処理を務められたい。

事務処理の適正化について。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は財産に関する条例及び西郷村財務規則第3条（委任並びに専決及び代決）により、議会の議決は必要ではないが、執行部にとって都合のよい財務管理のあり方で施行したと言うほかない。

調査結果については、既に述べたところであるが、無償貸与の契約の締結、貸与に当たっての物品の確認等あらゆる面において不備があったと言わざるを得ない。

年度末の事務処理多忙とはいえ、それぞれの段階で課内協議、確認等は欠かせない。条例、財務規則等は遵守しなければならないのはもちろんであるが、定められた様式の中で、もし必要でない書類があるとすれば理由を明記し、処理の経過を明らかにする等の手続が必要であったと思われる。

事務検査に伴い、財務規則に基づき事務手続の流れをチェックしたが、手続書類が足りないなど、いくつかの不備が認められた。

また、今回の事務検査を通して感じたことは、人事異動に伴う交代、あるいは規定の書類の足らざるところを補うために、課内での協議、村長との協議、さらに業者、任意団体との打ち合わせなど、いわゆる「協議書」の類いを作成し、必ず記録にとどめておくべきであるということを示し添えて、西郷村議会議会運営委員会第98条第1項事務検査の報告といたします。

以上です。

○議長（白岩征治君） 議会運営委員会委員長の報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は委員長報告のとおり決定し、議会運営委員会による地方自治法第98条第1項の事務検査を以上で終了することに賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（白岩征治君） 挙手全員であります。

よって、本件は委員長報告のとおり決定し、本報告をもって終了することに決定いたしました。

◎請願・陳情に対する委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（白岩征治君） 次に、日程第38、請願・陳情に対する委員長報告であります。

陳情第1号に対する委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長、矢吹利夫君。

○産業建設常任委員会委員長（矢吹利夫君） 10番矢吹です。産業建設常任委員会委員

長、審査報告いたします。

本定例会において産業建設常任委員会に付託されました陳情1件につきましては、3月2日、本会議終了後、第2会議室におきまして、全員出席のもと委員会を開催し、審査したところであります。

厳正なる審査の結果、陳情第1号「福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情について」につきましては、採択すべきものと決しました。

以上のおり報告いたします。

○議長（白岩征治君） 委員長の報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

陳情第1号「福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情について」に対する委員長報告は採択すべきものであります。

委員長報告のおり決定することに賛成する議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（白岩征治君） 挙手全員であります。

よって、陳情第1号は採択することに決定いたしました。

◎追加日程の議決

○議長（白岩征治君） ここで発議1件が追加提案されました。

議長において日程を追加し、直ちに議案を上程したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 異議なしと認めます。

◎休憩の宣告

○議長（白岩征治君） それでは、議案を配付いたしますので、暫時休憩いたします。

（午後5時28分）

◎再開の宣告

○議長（白岩征治君） 再開いたします。

（午後5時29分）

○議長（白岩征治君） 配付漏れはありませんか。

（「なし」という声あり）

◎追加日程の上程（発議第1号）

○議長（白岩征治君） それでは、追加提案されました発議1件につきましては、日程第38の次に追加日程第1、発議第1号とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(白岩征治君) 異議なしと認めます。

発議第1号を議題といたします。

◎発議第1号に対する質疑、討論、採決

○議長(白岩征治君) ただいま日程に追加されました発議第1号は、先ほど採択されました陳情第1号に伴う意見書の提出でございますので、趣旨説明を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(白岩征治君) 異議なしと認めます。

次に、質疑を許します。

(「なし」という声あり)

○議長(白岩征治君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(白岩征治君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

発議第1号「福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出について」、賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(白岩征治君) 挙手全員であります。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

◎閉会中における継続調査の結果について

○議長(白岩征治君) 続いて、日程第39並びに日程第40、「閉会中における継続調査の結果について」であります。閉会中に調査を行った各委員長より報告を求めます。

最初に、議会運営委員会委員長、上田秀人君。

○議会運営委員会委員長(上田秀人君) 11番。議会運営委員長。

閉会中における継続調査の結果についてご報告いたします。

当委員会では、第1回定例会に係る会期、議事日程等の諮問事項等と地方自治法第98条第1項の事務検査に関する事項について審議をいたしました。

内容につきましては、お手元に配付した閉会中の所掌事務調査報告書のとおりとなっておりますので、ここにご報告申し上げます。

以上、報告を終わります。

○議長(白岩征治君) 次に、産業建設常任委員会委員長、矢吹利夫君。

○産業建設常任委員会委員長(矢吹利夫君) 10番矢吹です。産業建設常任委員会委員長。

閉会中における継続調査の結果についてご報告いたします。

当委員会では、県外視察調査地として、特産品開発、観光物産振興の観点から、



和歌山県日高郡みなべ町直営の道の駅みなべうめ振興館の調査研修を行いました

内容につきましては、お手元に配付した閉会中の所管事務調査報告書のとおりとなっておりますので、ここに報告いたします。

以上、報告を終わります。

○議長（白岩征治君） 各常任委員長の報告が終わりました。

◎各委員会の閉会中の所管及び所掌事務調査の件

○議長（白岩征治君） 次に、日程第41から日程第45までの各委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

お手元に配付したとおり、各委員長から会議規則第75条の規定により、所管並びに所掌事務調査及び付託事件について閉会中の継続調査の申し出がございました。

おはかりをいたします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（白岩征治君） 挙手全員であります。

よって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎退任の挨拶

○議長（白岩征治君） ここで、村長より、議会の皆様に任期満了に伴い退任のご挨拶をしたいと申し出がありましたので、これを許します。村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 議会が終わりました。本当にありがとうございます。

いろいろご配慮をいただいた最終の会議でもあったというふうに思っております。

まずは、この退任ということを迎えまして、皆さんとともにこの16年間、豊かな村づくり、西郷村の将来について、いろいろこの議場において活発な議論をし合ったり、あるいは視察に一緒に行かせていただいたり、いろんな経験をしましたが、その折々において、皆様のご指導、ご鞭撻、あるいはご厚情を賜りましたこと、まことに我が人生において最大の喜びでございます。本当にありがとうございました。

思い起こしますと、平成14年に就任したときから、もう既に近隣市町村合併の声が聞こえておりました。

最初に何をしたか。いろいろ提言があったり、議会においてもいろんな動きがありました。どのように対応していくのか。

1つは、財政論ではなかろうかということがあって、県庁に総務課から職員を派遣して、県の経営委員会なるものが同時にできておりましたので、将来の予測、あるいは将来の地方自治のあり方、あるいは動き等について先を読む、これを文章化する、あるいは財政計画を事細かに立てる、一般財源を出せるのか、あるいは選択として合併の道を進まざるを得ないのか、これに二、三年間かけてきたわけでございます。最終的には、平成17年ごろに大きな動きがあって、白河市、表郷、大信、東といったものの合併が生まれました。

我が西郷は、独自の道を行くということの根拠は何やと、いかにということをお問われたときにということで、財政計画をいっぱいつくって、皆様のお手元に配付したことを今覚えているところでございます。

平成14年から第1期のころであります。そういった動きの背景は、やっぱりバブル、リーマンショックに続く「失われた10年」といったこともあった時代でありました。まことに将来はなかなか容易ではないと、みずから範を示そうじゃないかといった動きもいろいろあったところでございます。

同時に、甲子トンネルは着々と工事が進んでおりまして、平成20年には9月に開通式がありました。同時に、先ほども信越の用地の動き、県知事に仲介をしていただいたという話がありましたが、平成20年の9月は本当に忙しい月であったと今思います。

甲子トンネルの開通式をしながら、同時に、宝酒造の土地があのままでは持ち腐れになってしまう。最大のポイントは何だったのか。水質であります。信越が世界に冠たる、今、世界の三十数%を西郷でつくっています。それをなし得た一番の原因は水質にあった。甲子の源を発する阿武隈、あるいはその伏流水は不純物が少ない。よって、フラッシュサーフェイスを施す超絶技巧のイレブン・ナインの超純水は、西郷において成立した、これが一番の淵源であった。

よって、それをなし得る新たな宝酒造の土地を、いかなる人に、いかなるように使っていたか最大の関心事があったところが、佐藤雄平知事の仲立ちによって信越さんを買っていただいた。自来、平成17年から22年までの財政の状況を見ても、あの選択はすばらしかったと今思っております。

同時に、一週間を経ずして、同じ月にリーマンショックが始まったと。これまた世界を揺るがす状況の中にあって、今後どういうふうになっていくんだろうということの中における西郷の動きが出てきたわけでありまして。もちろん、この結果を今考えますと、本当にいろんな動きがありましたが、やっぱり一番は、この8.27に続く、3.11の災害ではなかったかと。

同時に、3.11は、津波が原発事故を引き起こした。どのようにこれを越えていくのかということが、あの3.11の始まりから、少なくとも半年ぐらひは引き続いていました。3月15日ごろから、文化センターに既に浜通りの方々が避難をして来られた。どのようにお迎えするのかということをお、まず議員諸兄も含めて、プレハブの会議室において、日夜、最初は1日3回、朝6時、11時、4時ですね、3回毎日会議をやりました。その中において、80キロを超えている西郷村が、原発からアメリカ基準の50マイルを超えた地点にあったということにおいて、復興事業あるいは新たな政策を打ち出そうと、いろいろ議論を戦わせたというところでございます。

具体的にどのように、では変わったのだろうかということをお思い返してみますと、人口、その他については、今この西郷はいいロケーションによって、国立公園もあるいは東京へのチャンネルも非常に強い、そういったことを十分に利用してということもさることながら、先人のお力、蓄えを土台にしながら、今や一条工務店の宅造が広が

ったり、あるいは甲子の街道、新たな建物、あるいはこの直売所、あるいは会津への道、いろんな広がりを見せているところがございます。

その中において、平成14年から最新の今ごろのデータを見ていきますと、まず財政力指数が高くなりましたですね、村は。平成14年は合併しないところが90市町村あったときもあります。今は59ですね。その中において12番から3番目まで上がっております。市町村民所得1人あたりはどうなんだろうと、16番目でありましたのが7番目に今なっております。それから、製造業出荷額は10番まで上がっていましたが、今は7番まで上がっております。

いわば福祉の原点は何だろうといったときには、安定的な財源を確保しながら、同時にきめ細やかな対応をする。皆様のご意見、今日も細かなご指摘をいただきましたが、そのとおりであります。しかし、一回施策を発した場合は、そう簡単には廃止できない。よって、生まれれば10年は引き続けるという観点から、いろいろ発してまいりましたが、やはり今後とも続いていくだろうと。

これまで、皆様方の高いご見識のご意見をいただいております。それがあつたればこそ、今の段階に至ったというふうに思っております。さすれば、そのご見識のもとに、来るべきといいますか、来ていますね、今の少子化問題、今の西郷村の出生率、やっぱり上げていかないとということがあります。

同時に、高齢化社会において、次の世代にマイナスの遺産を残してはならない。どうするか。ピンピンキラリ運動だというふうに思います。そういったことをベースにしながら、新たな文化・スポーツ、歴史と伝統をさらに積み上げていただいて、そして誇り高い西郷村づくりということを目指していただければありがたいというふうに思います。

これまで、いろんな議論の中において、苦しい災害あるいは大きなリスクにおきましては、人が全てだというふうに思っております。人との協調あるいは一朝有事の際には手を携えてと、水のことから、電気のことから、情報のことから仮設住宅、あるいは避難者に対する対応をしてまいりましたが、やはり人だろうというふうに思っています。

これは本議場においでの方の議長をはじめ議員諸兄のみならず、東京にしごう会、その他、この西郷を応援してくれる方がいっぱいいるわけがあります。まことに麗しき状況になっているということがありまして、これひとえに、真面目に、そして信頼を厚く、そして一生懸命やってきたことにほかならない。まことにありがたい限りでございます。どうか皆様のお力がこれまで目指してまいりました活力と笑顔あふれる健康な西郷人づくり、そして、さわやか高原公園都市として天下に冠たる西郷村の発展がさらに持続・発展・拡大できますように、最後に皆様をお願いをしていきたいというふうに思っているところであります。

それにつけましても長い間ではございましたが、皆様のお力によって、ここまでまいりましたのは私の人生の最高の宝物でございます。

今後とも引き続き、ご指導を賜りますように、同時に、皆様方のさらなるご活躍と

ご多幸を心からお祈り申し上げまして、御礼とさせていただきます。

本当にありがとうございました。（拍手）

○議長（白岩征治君） 村長には長い間大変お疲れさまでした。

続きまして、3月31日をもって退任となる副村長より、議会の皆様に退任のご挨拶をしたいと申し出がありましたので、これを許します。副村長、大倉修君。

○副村長（大倉 修君） 一言御礼のご挨拶を申し上げます。

このたびの退任に当たり、貴重なお時間をいただき、ご挨拶の機会を与えていただきましたことに御礼を申し上げます

私は、西郷村役場職員、そして副村長として2期8年の計44年の長きにわたり西郷村の行政に携わり、議員皆様より特段のご指導、ご支援を賜り、今日を迎えることができました。感謝の気持ちでいっぱいであります。

「光陰矢のごとし」の言葉のとおり、あっという間の44年間でした。その間、平成10年、平成23年の忘れることができない大災害に遭遇をいたしました。が、村民、議会、役場職員が一体となって復旧・復興に取り組んできたことにより、人口2万人を突破した今日の西郷村が実現できたというふうに思っております。

西郷村には、豊かな自然と東北新幹線などの交通インフラを有し、無限の可能性があると確信をいたしております。今後を担う多くの方々のお力により、さらなる飛躍と発展を期待し、楽しみに見守りたいと思っております。

議長をはじめ各議員の皆様方には、公私ともにご指導、ご鞭撻を賜り、重ねて感謝を申し上げます。

終わりに、西郷村、そして西郷村議会のますますの発展と議員皆様方のご活躍、ご健勝を心よりお祈りし、御礼の言葉といたします。

本当に長い間ありがとうございました。

○議長（白岩征治君） 長い間、本当にお疲れさまでした。

挨拶が終わりました。

これで本日の日程は全部終了いたしました。

なお、本会議中、誤読などによる字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、議長に一任いただきたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（白岩征治君） 異議なしと認めます。

よって、議長に一任をいただきます。

◎閉議の宣告

○議長（白岩征治君） 会議を閉じます。

◎閉会の宣告

○議長（白岩征治君） これをもちまして、平成30年第1回西郷村議会定例会を閉会といたします。大変ご苦労さまでした。

（午後5時50分）

会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成30年3月19日

西郷村議会 議長 白岩 征治

署名議員 後藤 功

署名議員 河西 美次